

第2グループ（施設の目的等により特定の団体を指定管理者に選定した施設）

1 第2グループとした公の施設

本報告書において、第2グループとして分類した公の施設は、施設の目的により特定の団体を指定管理者に選定した施設である。第2グループについては、指定管理施設には間違いないが、一般的な指定管理施設と状況が異なるため、第1グループと全く同様の視点では論じられない。そのため、第2グループとして区分してある。ただし、これらについても、福井県民の財産である公の施設であり、利用度やコストの状況を分析することは当然必要である。また、第1グループとの比較において分析の有効性が発揮される面があり、この点にも留意した内容となる。

第2グループに分類する公の施設は、次のとおりである。第2グループは「市・町が指定管理者となっていない施設」と「市・町が指定管理者となっている施設」に大きく分けられる。市・町が指定管理者となっていない2施設については、それぞれ、原子力、国際ターミナルといった特定の団体しか運営できないものであり、市・町が指定管理者となっている11施設については、市町からの要請を受けて福井県が設置し、運営についても指定管理者制度導入以前から当該市町に委託していたものがほとんどである。

[市・町が指定管理者となっていない施設]

	施設の名称	所管課	指定管理者名	指定期間	施設区分
1	福井県若狭湾エネルギー研究センター	総合政策部・電源地域振興課	(財)若狭湾エネルギー研究センター	5年	産業振興施設
2	敦賀港鞆山南地区多目的国際ターミナル	土木部・港湾空港課	敦賀国際ターミナル(株)	3年	基盤施設

[市・町が指定管理者となっている施設]

	施設の名称	所管課	指定管理者名	指定期間	施設区分
3	福井県子ども家族館	健康福祉部・子ども家庭課	おおい町	4年8ヶ月	文教施設
4	和田港成海緑地	土木部・港湾空港課	おおい町	4年8ヶ月	基盤施設
5	福井県すいせんの里（越前岬水仙ランド）	農林水産部・園芸畜産課	越前町	5年	産業振興施設
6	福井県立ホッケー場	教育庁・スポーツ保健課	越前町	5年	レクリエーション・スポーツ施設
7	福井県もりの学園	農林水産部・県産材活用課	越前町	5年	産業振興施設

8	敦賀港金ヶ崎緑地	土木部・港湾空港課	敦賀市	5年	基盤施設
9	若狭の里公園	土木部・都市計画課	小浜市	5年	基盤施設
10	若狭総合公園	土木部・都市計画課	小浜市	5年	基盤施設
11	奥越ふれあい公園	土木部・都市計画課	大野市	5年	基盤施設
12	福井県乳製品加工体験等施設（ミルク工房「奥越前」）	農林水産部・園芸畜産課	大野市	5年	産業振興施設
13	トリムパークかなづ	土木部・都市計画課	あわら市	5年	基盤施設

2 監査報告書の構成について

第2グループに関しては、第1グループにおいて検討したインセンティブや外部評価委員については、そもそも分析の対象とはできないが、他のものについては項目として残してある。ただし、第2グループの施設については、大規模修繕以外、福井県としてのコストは発生しないものが多く、結果的に「コストは下がっているか」、「指定管理料の算定は適切か」、「利用料金收受業務の内部統制について」についての分析を省略したものが、ほとんどとなった。よって、各論の構成としては、第1グループと少し順序を変え、コスト関連の記述を後に回し、施設の状況を先に記載してある。

[第2グループの各論の基本構成]

1	指定管理施設の状況
	(1) 施設の概要
	(2) 指定管理者の状況
2	監査結果および監査人の意見
	(1) 施設の利用度について
	(2) 施設の状況
	(3) コストは下がっているか
	(4) 指定管理料の算定は適切か
	(5) 利用料金收受業務の内部統制について
	(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

1 福井県若狭湾エネルギー研究センター

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	総合政策部電源地域振興課
施設の所在地	敦賀市長谷64-52-1
設置年月・根拠条例等	平成10年11月 福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例
設置目的	エネルギーに関する研究開発を推進し、地域産業への波及等を通じて活力ある地域社会の形成を図るため設置する。
施設の内容	ホール、特別会議室、第1・2・3会議室、第1・2交流室、第1・2・3・4研修室、第1・2・3実習室、科学機器（53種類）、加速器利用系装置（8種類）
利用料金	ホール全日利用 86,000円(平日) 94,600円(土、日) 加速器利用系装置 1時間1,200円～ 他
利用時間・休館日	開館時間：午前9時～午後9時 ※科学体験コーナー・科学情報コーナーは午後5時まで 休館日：国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、及び12月29日から翌年1月3日まで
施設の特徴	○日本海側で唯一の加速器システムが設置された施設 ○一般公開されている科学機器が53種類あり、県内外企業等から多く利用されている。 ○平成10年の竣工から14年近くが経過し、施設・設備ともに経年劣化がみられる。

[若狭湾エネルギー研究センターの外観]



[若狭湾エネルギー研究センターの内部]



若狭湾エネルギー研究センターは、敦賀市郊外の山の中腹に設置されている。近代的なデザインの建物であり、エントランスホールは写真右のように、天井が高い。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	財団法人若狭湾エネルギー研究センター
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23. 4. 1～H28. 3. 31（5年間）
指定管理者が行う業務	・使用の許可、使用許可の取消し、使用の制限その他の使用に関する業務 ・維持管理に関する業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・運営業務 ・その他センターの管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 財団法人若狭湾エネルギー研究センター

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)					
指定管理料	354,327	354,327	354,327	354,327	465,751
原子力立地交付金	10,238	10,238	10,238	10,238	8,532
支出 (B)					
人件費	5,444	5,489	5,664	5,437	5,677
需用費					
消耗品費	1,288	1,083	1,680	1,940	1,221
燃料費	29,581	40,371	25,318	29,408	33,857
印刷製本費	0	0	0	0	32
光熱水費	90,479	94,831	89,758	89,371	81,489
修繕料	14,513	8,510	20,370	18,137	44,551
使用賃借料	0	0	0	0	7
役務費	225,376	224,493	223,195	223,461	329,599
収支差額 (A - B)	△2,116	△10,213	△1,419	△3,189	△22,151

(4) 自主事業の実施状況と収支

①自主事業の内容

高エネルギービーム利用研究、エネルギー開発研究、技術・研究支援、新事業創出・人材育成支援

②自主事業の収支 (自主事業がない場合、以下は記入不要です。)

単位 = 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入	214,779	212,528	215,998	227,604	202,362
(うち指定事業からの繰入)					
(うち収益事業からの繰入)					
支出	214,779	212,528	215,998	227,604	202,362
(うち指定事業への繰入)					
(うち収益事業への繰入)					

2 監査結果および監査人の意見

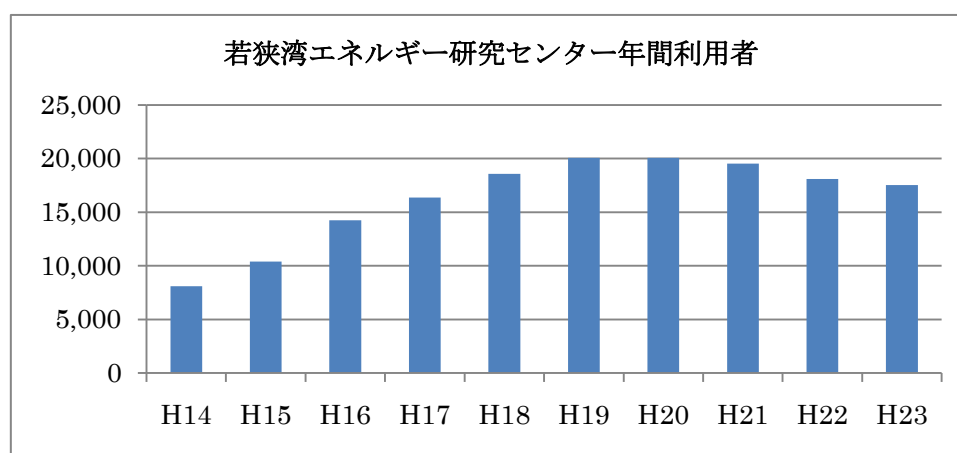
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

若狭湾エネルギー研究センターの最近10年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
年間利用者	8,106	10,395	14,228	16,371	18,572	20,073	20,071	19,516	18,080	17,523

※利用者数は、施設利用者数、科学機器利用者数、加速器利用者数の合計である。



若狭湾エネルギー研究センターは平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後利用者は伸びており、指定管理者制度導入後の平均18,972人は指定管理者制度導入前の年間の平均12,275人に対し154%となっている。所管課はその要因として、指定管理者制度導入による意識の向上と「エネルギー研究開発拠点化計画」における施設利用促進策の成果を上げている。平成22、23年度に利用者数が落ち込んでいるのは、研究開発の中核である加速器がオーバーホール（分解点検）により長期間停止したことにより関連する科学機器の利用が減少したからである。

② 利用者数の把握方法

利用者数は使用申込書の集計により把握されており正確と判断できる。外部監査では、往査時に平成23年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

指定管理者制度導入時の利用率アップの方針としては、受付対応職員の増加やインターネット受付システムの導入などによるサービスの質の向上によるリピーターの確保である。

平成 23 年度においては、「利用者が下見に来た時にも、職員がきめ細やかな対応をする」など、サービス向上を具体化している。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の目標は、施設稼働率が 63.0%、利用イベント数が 15 件、利用者数が 20,000 人である。これに対し、実績は施設稼働率が 60.81%、利用イベント数が 9 件、利用者数が 17,523 人といずれも目標を下回っている。年度目標は過去 5 年間の実績にプラスアルファで設定される。

[外部監査人による分析と意見]

①施設の利用率と増減分析について

制度導入後における指定管理者の努力は、平成 19 年度、平成 20 年度あたりの実績に表れており、指定管理者制度が特定の団体を指定して行った場合でもある程度の効果を発揮することの一例といえる。ただし、平成 20 年度から平成 23 年度にかけては利用者数が減少傾向を示している。このうち、平成 22、23 年度の落ち込みは、前述のとおり加速器のオーバーホールが要因であると判っているのもそれはそれで良いが、平成 21 年度における利用者数の減少については「原因がはっきり判らない」状況である。平成 21 年度のことではあるが、今からでも分析した方が良い。所管課にとっても指定管理者にとっても必要な情報である。

②所管課のアンケートへの対応

平成 23 年度に実施したアンケートの現物を閲覧したところ、ほぼ全ての回答者が「良かった」、「また利用したい」と好印象であるにもかかわらず、施設の利用料金についてはかなりの割合で「高い」といっている。だからといって、必ずしも下げるべきとは思わないが、利用料金の設定については所管課の方で一度分析が必要であろう。

(2) 施設の状況

①できるだけ速やかな修繕が必要な設備

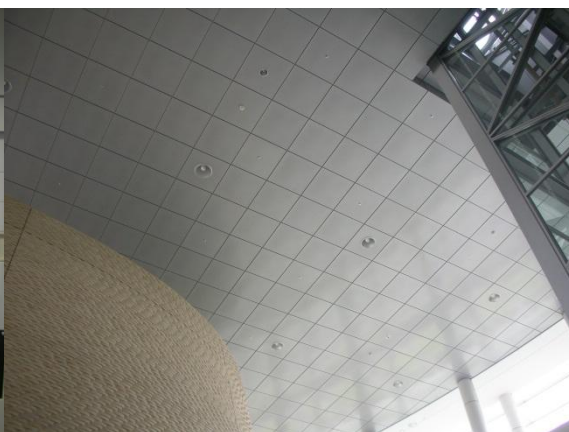
若狭湾エネルギー研究センターは、平成 10 年 11 月の設置で、設置から 15 年弱が経過している。15 年というのは、給排水設備や空調設備といった建物付属設備の大規模修繕の目安となる期間である。若狭湾エネルギー研究センターにおいても、経年劣化による故障の懸念がある設備はいくつかあるが、外部監査として特に重要視するのが、空調設備、消防設備である。若狭湾エネルギー研究センターには実験に使用するための高価な備品が数多くある。空調設備のダウンはそれらの利用や管理に影響が及ぶ恐れがある。重大な故障が発生しないうちに、しっかりと修繕すべきである。また、消防関係の設備については、経

済性の有無にかかわらず、速やかに修繕しなければならない。利用者、職員の安全を確保するために、公の施設として最も重要視すべき設備である。重要性は前の二つに劣るものの、音響設備についても修繕に大きなコストが必要となってくる。計画的な修繕を考えていかなければならない。

[空調設備・中央制御盤]



[エントランスの天井]



写真左は空調等の中央制御盤である。経年劣化による故障の懸念がある。写真右はエントランスの天井である。防火警報装置である煙感知ヘッドが小さく見えているが不具合が生じている。平成 24 年度中に交換が予定されている。

②備品の管理について

備品については、備品台帳より任意に 5 点抜き取り現物を確認した。備品シールについては、監査対象とした 5 点の全てのものに添付されていたが、階段の横などに使用しなくなった備品が置かれている。不要となった備品はなるべく早期に廃棄処理をすべきである。また、機械室等を物置の代わりにするのは避けるべきである。

[備品シール]



[不要な備品]

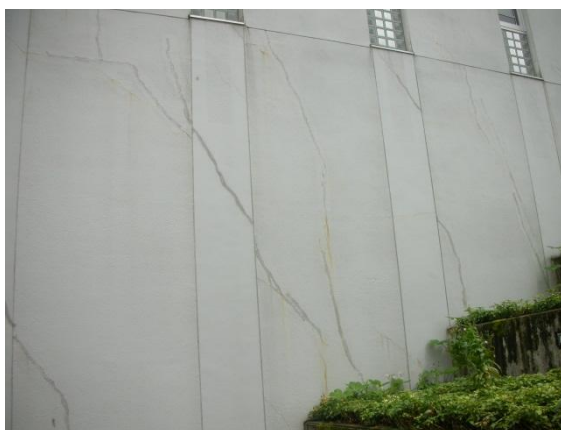


写真左の中央部に写っているのが備品シールである。写真右は、階段横に置いてある使用予定のない備品。

③建物について

若狭湾エネルギー研究センターの建物は、福井県が管理する建物の中でもとても近代的で、奇麗に見えるものの一つである。しかし、近くでよくみると、建物には多くのひび割れの補修跡があり、敷いたタイルが部分的に浮き上げているところがあり、美観上問題がある。また、ガラスを接着しているシーリングの劣化により、そこから雨水が入ってくるようなこともある。それらの要因は、主に、建物のデザインや形状によるものであり、指定管理者の問題ではないが、状況については定期的に所管課に報告した方がよい。所管課は、これらの不具合について原因を確認し対策を講じなければならない。

[建物のひび割れ]



[中庭のタイル]



左は建物外部のひび割れの補修跡。建物の内部も外部もコンクリート部分には無数のひび割れの補修跡が見られる。右は中庭のタイルが捲れあがるなど、施設の損傷がいくつか見られ美観上問題がある。

(3) コストは下がっているか

福井県若狭湾エネルギー研究センターは平成 18 年度から指定管理者制度に移行しており、平成 17 年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では利用料収入は県の歳入として計上されており、指定管理者制度導入後も同様である。そのため、平成 17 年度の管理委託契約金額と、平成 18 年度の指定管理料を比較することによって、導入前と導入後のコスト比較とする。

[福井県若狭湾エネルギー研究センターのコスト比較]

単位 千円

項目	金額	算定根拠
歳出金額(A)	344,015	平成 17 年度実績
歳入金額(B)	—	利用料収入は指定管理者制度導入後も県の歳入となっている
人件費(C)	—	県職員配置に変動はない

比較のためのコスト合計(D)=(A-B+C)	344,015	
指定管理料1年分(E)	332,704	平成18年度指定管理協定書 5年間で1,663,520千円の5分の1
コスト比較結果(E)-(D)	△11,311	

注：あくまで比較のためのコスト算定であり、本当の意味でのコストではない。

コスト比較の結果、指定管理者導入により県の負担するコストは11,311千円減少しており、コストの面では指定管理者への移行は成功であったと言って良い。

(4) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

福井県若狭湾エネルギー研究センターの指定管理期間は5年間であるが、指定管理料は5年間の合計額が協定書に定められており、原則固定で2,328,755千円となっている。平成18年度当初及び平成23年度の指定管理料の算定方法について当時の資料を入手しその内容を検討するとともに、不明な点についてはヒアリングを実施した。

平成18年度当初の指定管理料の上限額設定根拠資料は保存年限を過ぎており、存在しなかったため手続きを省略する。

平成23年度の指定管理料の上限額設定根拠によると、過去の実績から特定の経費を削減するとの前提で見込み額を算定するとともに、歳入に関して過去の実績の平均値を見込んでおり、合理的に算定されていた。

なお、平成23年度から指定管理料が増加した理由は、福井県立病院において陽子線がん治療施設の整備に伴い、福井県若狭湾エネルギー研究センターにおける陽子線がん治療に関する臨床研究が終了となり、県が直接管理していた陽子線がん治療施設の維持費用が指定管理業務へ含まれたためである。

② 過去の指定管理業務収支実績から指定管理料は妥当か

指定管理料の算定が結果として適切であったかを検証するために、過去5年間の指定管理業務の収支状況を分析した。

平成19年度以降の指定管理業務の収支の状況を見ると毎期赤字が計上される状況となっている。指定管理者が指定管理業務において毎期赤字になるということは、指定管理者にとって当該業務を行う経済的メリットがないことを意味している。結果としての指定管理料は不足していたと言って良い。

[外部監査人の意見]

福井県若狭湾エネルギー研究センターでの指定管理料の不足は、結果として財団法人若狭湾エネルギー研究センターの自主財源を指定管理施設の維持管理業務に充当していることを意味している。そのため、同財団法人に他の収入からの利益が無ければ指定管理業務

を継続的に受託することはできず、継続性に問題が生じる可能性がある。なお、財団法人若狭湾エネルギー研究センターの研究開発等の本来の業務と指定管理業務は密接不可分であり、同財団法人にとって指定管理業務を受託すること自体には強いインセンティブがある。

③ 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成 23 年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金について、全て納付書を利用した振込により徴収していた。期中においては入金をもって利用料金の計上となっているが、期末では未収を計上しており、利用料金の計上は適切に処理されていた。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費について、休日受付対応のためのアルバイトの専属人件費と指定管理者の 2 名分の人件費の按分による計上である。指定管理者の人件費の按分率は 50%となっている。按分している人件費は、対象となる 2 名の基本給および諸手当を対象としており、残業手当など実際の支給金額を計算基礎としてい無かった。

委託費について協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが、計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として設備保守等にかかるものであり、委託金額 1,000 千円以上のものは 2 社以上の見積合わせにより、3,000 千円以上のものは入札により相手先を選定していた。県の基準より若干甘い基準となっていた。委託費のうち最も多額であるのは「保安・中央監視制御機器運転・清掃業務」で委託金額は 74,844 千円であるが、当該業務の入札には 1 社しか業者の参加がない。

その他の費用について、按分による計上などは無く問題は無かった。

[外部監査人の意見]

人件費について、按分率 50%に明確な根拠は無かった。それは、指定管理業務とその他の業務が密接であるため、業務従事割合が計算し難いためである。按分率の算定が困難な場合は、概算での按分の致し方がないというのが外部監査人の意見であり、按分率が 50%というのは概算率として問題ないであろう。なお、50%というのは国の指導によるものである。

[外部監査人の意見]

人件費について、按分による計上の場合でも、按分の対象とすべき金額は残業手当などを含めた実際の支給額とすべきであるが、財源に国庫を充当しており、施設管理に伴う残

業代は対象とできないため、基本給および諸手当を按分している。国の指導によるものであり仕方がないであろうというのが外部監査人の意見である。

[外部監査人の意見]

委託業務の中で最も高額な契約である保安・中央監視制御機器運転・清掃業務について、指定管理期間中ずっと入札参加者が 1 社であった。中央監視制御機器運転など特殊な業務が含まれており難しい面はあると考えられるが、適正価格情報の入手やコスト削減の面からは若干残念な結果である。指定管理者は今まで資格要件を緩和するなど色々と工夫はしており、今後も入札参加者が増えるよう努力していく必要がある。

④ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

⑤ 県と指定管理者との支出負担について

福井県若狭湾エネルギー研究センターでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については、県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(2) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料または利用料金収入により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県若狭湾エネルギー研究センターは、前述のとおり、納付書を利用して利用料金を徴収している。納付書の発行に伴う収益の計上および未収管理は未収管理簿により管理されていた。納付書発行担当者とは別の担当者が未収管理簿を利用して未収金額と入金金額の合計額と利用料金計上額が一致することを確認していた。利用料金收受業務に関して内部統制上の問題はない。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し、以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
<p>以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター管理業務の実施状況 ・センターの利用状況 ・センターの管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他センターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの利用状況 ・その他センターの管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅しているが、事業評価に関する記載が他の施設の事業報告書と比較して不足していると感じられる。平成 23 年度については、施設稼働率、利用イベント数、利用者数のいずれにおいても実績が目標を下回っており、こういったケースには、達成率が未達である分析と今後における具体的な改善策を事業報告書において詳細に示すよう所管課は指導すべきである。

②モニタリング

モニタリングとしては、週に 1 回程度現地に行くことになっている。重要物品を数多く管理する施設であるから、頻度としては妥当と考える。

2 敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	港湾空港課
施設の所在地	敦賀市金ヶ崎町49
設置年月・根拠条例等	平成20年9月一部供用、平成22年10月全面供用 福井県港湾施設管理条例
設置目的	船舶大型化や取扱貨物量の増大に伴い不足するふ頭用地の拡充、対岸貿易の日本海側の玄関口として地域経済の発展への寄与
施設の内容	ターミナル(コンテナヤード7.1ha、バルクヤード1.9ha、エプロン0.8ha、背後保管ヤード5.5ha、その他(ふ頭内道路等)1.6ha) 荷役機械ガントリークレーン1基、受変電棟、照明塔、リーファプラグ、管理棟
利用料金	コンテナの蔵置 長さ20フィートのコンテナに換算したコンテナの数1個1日につき92円 コンテナ以外のものの蔵置 一般使用1日1㎡につき2円、 専用仕様1日1㎡につき60円 コンテナ用電源設備1口1時間につき96円 荷役機械1時間につき66,000円
利用時間・休館日	24時間・休業日なし
施設の特徴	敦賀港に新設されたふ頭であり、これにより敦賀港の機能は大幅に拡張された。

[国際ターミナルの管理棟]



[ガントリークレーン]



指定管理施設は、敦賀港鞠山につくられたふ頭である。写真左がふ頭の管理棟、写真右が、ふ頭の主要設備であるガントリークレーンである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	敦賀港国際ターミナル株式会社
制度導入年月日	平成22年4月1日
指定管理期間	H22.4.1~H25.3.31
指定管理者が行う業務	(1)施設および設備の使用許可、占用許可およびその他利用に関する業務 (2)施設および設備の維持管理業務 (3)管理運営業務 (4)その他施設の管理運営に必要な業務

指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 直接管理 ②管理者 福井県
-------------------	------------------------

(3) 指定管理業務の収支の状況

単位 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入 (A)				26,278	35,358
指定管理料				24,899	35,357
利用料収入					
その他収入				1,379	1
支出 (B)				25,596	35,358
人件費				15,433	14,407
光熱水費				2,546	2,584
旅費				83	5
通信運搬費				69	67
消耗品費				467	3,323
食糧費				7	12
燃料費				77	97
印刷・製本費				23	5
修繕費				18	49
使用料・賃借料				213	344
手数料				48	80
保険料				150	99
公課費				79	1,600
管理棟リース料				965	1,171
固定資産減価償却費					362
設備保守点検・修繕費				1,967	6,366
諸会費				30	20
除雪費				1,896	4,769
予備費				965	
収支差額 (A - B)				681	0

(4) 自主事業の実施状況と収支

① 自主事業の内容

ポートセールス事業

② 自主事業の収支

単位 = 千円

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
収入				32,151	32,776
(うち指定事業からの繰入)					
(うち収益事業からの繰入)					
支出				319,22	32,426
(うち指定事業への繰入)					
(うち収益事業への繰入)					

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

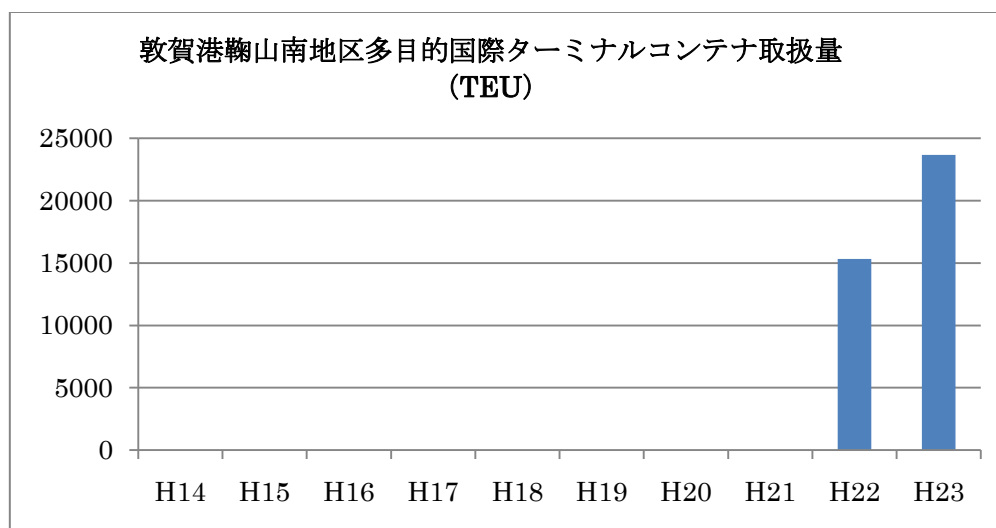
① コンテナ取扱量の推移

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの最近10年間のコンテナ取扱量は以下のとおりである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
コンテナ取扱量 (TEU)	—	—	—	—	—	—	—	—	15,319	23,675

※1 数値は各年度末の実績

※2 敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルのコンテナ取扱 (全面供用) は、平成22年10月からであり、平成21年度以前のデータはない。



敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは平成22年4月より指定管理者制度が導入されている。敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは、平成22年10月より稼働しているため、平成22年度の実績は6か月分である。これに対し、平成23年度は、12か月分であるため、この数字だけを見ると平成22年度の月平均よりも実績が下がっているように見える。ただし、平成22年度の実績には鞠山南地区供用以前の川崎ふ頭分が含まれてしまっている。これを除くと、平成22年度における鞠山南地区分の実績としては7,088TEUとなり、これを1年分に引き直すと14,176TEUであるから、平成23年度はこれを大きく上回っているといえる。

② コンテナ取扱量の把握方法

コンテナ取扱量は申請書等の資料より正確に把握できる。外部監査では往査時に平成23年度の利用人数実績から一部を抜き取り、集計のもととなった諸資料との突合を行い、集

計が適正にされていることを確認した。

③ 利用率向上策の概要

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの利用促進を目指して、指定管理者、福井県（産業労働部）が協力してポートセールスを行っていくという方針である。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの目標は政策合意によって定められている。平成 23 年度については、基本となる目標が 20,000TEU、チャレンジ目標が 23,000TEU であるから、基本目標に対しては 118%の実績、チャレンジ目標に対しても 103%の実績となった。

[外部監査人による分析と意見]

①指定管理の形態とポートセールス

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルには、単なるふ頭の管理だけではなく、強力な営業努力を発揮しての敦賀港における取扱貨物量の増大が求められている。ただし、ポートセールに関しては、現在「土木部所管の指定管理」ではなく、「産業労働部より補助金を受けての自主事業」となっている。もちろんこれで問題があるわけでもないし、妥当とはいえるが、今後、指定管理者に一定のインセンティブを与えて、指定管理者制度の有効性をより増大させようとするれば、「ポートセールスによる努力の結果」も指定管理契約の中に織り込むことも検討していかなければならない。ただし、外部監査としては、これはもう少し後の課題と考えている。施設は平成 22 年度に供用されたばかりであり、まだ、その実力がはっきりしないからである。インセンティブを考えるのは、施設の実力をはっきりと見極めてからでも遅くない。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

平成 22 年 10 月からの供用であり、施設全体がまだ新しく、不具合は見当たらない。また、指定管理者が管理棟他で使用している備品については全て当該指定管理者の所有物であり、福井県の備品は現在のところ存在しない。

(3) コストは下がっているか

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは設置当初から指定管理者制度を導入しており、指定管理者導入前と導入後のコスト比較はできないため省略する。

当初の指定管理料については「(4) 指定管理料の算定は適切か」において述べる。

(4) 指定管理料の算定は適切か

① 指定管理料の算定方法は適切か

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの指定管理期間は3年間であるが、指定管理料は3年間の合計額が協定書に定められており90,005千円となっている。福井県は、敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルにおける指定管理料について、県が指定する経費は全て県が負担するとの考えのもと指定管理料が支出経費を上回る場合にはその分の指定管理料を減額し、逆に指定管理料が不足する場合には指定管理料を増額するという考えを持っているため、指定管理料は変動することが前提となっている。これは、敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの取扱コンテナ数の増加に主眼を置き、コストよりも利用度の増加、敦賀港の成長性を重視しているためである。結果として、標準的な指定管理者制度の指定管理料の算定方法とはかなり乖離したものとなっている。

[外部監査人の意見]

指定管理料の上限額算定時にコストを詳細に積み上げて計算している一方で、事実上指定管理料が返還もある変動計算となっていることにより、指定管理者にとっては直接的な経済的メリットが無いものとなっている。これは、敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルが長期貸付制度に基づく運営に移行していくことを検討しているが、現状では港湾運営企業にそこまでの運営力がないと判断しており、それまでのつなぎの制度として指定管理者制度を採用しているためである。

② 指定管理業務の収支報告は適切に作成されているか

収支報告自体の妥当性も検証するため、平成23年度の収支報告の内容を検討し、不明な点についてはヒアリングを実施した。

利用料金は全て県の歳入となっているため、検証対象外とする。

費用について、按分による計上の有無を確認し、按分による計上があればその基準の妥当性を検証するとともに、見積合わせの実施など取引先の選定方法の妥当性を検証した。

人件費については、専属人件費と按分による計上である。按分は管理責任者の人件費を法人会計と按分しており、按分率は50%となっている。適切に按分されていた。

委託費について、協定書によれば業務の一部を委託する場合には、県から事前に承認を得ることとなっているが計画の段階で委託について承認を得ており問題無かった。委託費は主として設備保守等にかかるものであり、委託金額100千円以上のものは2社以上の見積合わせにより、1,000千円以上のものは入札により相手先を選定しており問題無かった。

その他の費用について、リース料、電話代、振込手数料が按分により計上されているが、それぞれ按分率を定め合理的に按分計上されており、問題は無かった。

③ 帳簿の管理状況は適切か

収支報告のための基礎となる会計帳簿の整備状況が適切であるか確認するため、平成 23 年度の会計帳簿を入手した。会計帳簿は区分されており適切に管理されていることが確認できた。

④ 県と指定管理者との支出負担について

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルでは 100 万円以上の大規模な修繕は県が、100 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっており、管理物品等については県の負担により買い替えることとなっている。管理物品は県の備品管理に準じた基準にて協定書において詳細に指定されており、その管理状況については「(2) 施設の状況」において述べることとする。また、指定管理料により物品等を購入または調達した場合は当該物品等の所有権は県に帰属するものとなっている。

これらの点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは、前述のとおり利用料金は県の歳入となっているが、利用料金の徴収は指定管理者が実施しており、内部統制の構築は指定管理者が行う必要がある。利用料金は請求書に基づき振込により徴収されていた。請求書は請求書台帳により連番管理されており、入金があった時点で預り金として会計処理されていた。請求書台帳は請求書作成担当者以外によりチェックされており、入金額と検証されていた。以上により、利用料金收受業務に内部統制上の問題は無かった。

[外部監査人の意見]

請求書により入金管理されているが、県の歳入ということもあり、振込手数料などの面から納付書による徴収に変更できないか検討すべきである。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・ターミナルの利用状況	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・ターミナルの利用状況 ・その他ターミナルの管理の状況を把握	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は

<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他ターミナルの管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>するために必要な事項</p>	<p>随時報告を求めることができる。</p>
---	-------------------	------------------------

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の内容

現在の事業報告書は基本協定書が求めている内容を全て網羅しているわけではない。具体的には、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的内容の記述が足りないわけであるが、ターミナルの稼働が始まったばかりでもあり、外部監査としては当面やむを得ぬと判断している。今後、所管課は事業報告書の内容としてどのようなものを求めていけば良いか検討していく必要がある。

②所管課のモニタリング

毎月 1 回、現地において指定管理者と会議を行うこととなっている。

3 福井県子ども家族館

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	子ども家庭課
施設の所在地	大飯郡おおい町成海1-1-1
設置年月・根拠条例等	平成20年8月 福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例
設置目的	子どもと家族との触れ合いの場を提供し、豊かな自然の中で子どもの健やかな育成を図るため、設置する。
施設の内容	<p>エントランス・ゾーン 1F/海底のエントランス、わくわくショップ</p> <p>工房ゾーン 1F/ものづくり工房、クッキング工房、なんでもホール あそび探検ゾーン</p> <p>2F/子ども探検号、ボールプール、ふしぎ探検エリア</p> <p>3F/子ども探検号、ふしぎ探検エリア</p> <p>交流ゾーン 1F/ちびっこひろば、ランチプラザ</p> <p>管理ゾーン 1F/事務室、守衛室、救護室、会議室、応接室ほか</p> <p>屋外ゾーン 家族大行進、屋外遊具</p> <p>駐車場 普通車70台、身障者用4台、大型バス10台</p>
利用料金	<p>あそび探検ゾーン 小中高生100円(80円)、大人200円(160円)</p> <p>年間パスポート 小中高生1,000円、大人2,000円</p> <p>※()内は20人以上の団体料金</p> <p>※就学前児童は無料</p>
利用時間・休館日	<p>開館時間 9:30~17:00(7月21日から8月31日までは18:00)</p> <p>休館日 月曜日(休日を除く)、休日の翌日(土・日・祝祭日は除く)、 年末年始</p> <p>※夏休み期間中は無休</p>
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・嶺南地域における児童健全育成のための広域的な立場で中核となる拠点施設 ・複合レジャー空間“うみんぴあ大飯”内に施設があり、地域振興および観光資源化を図っている。

[こども家族館の外観]

[こども家族館のエントランス]



福井県こども家族館はうみんぴあ大飯の中の施設である。円筒形の建物は、2階から上が吹き抜けとなっている。写真左は、福井県こども家族館の入口を入ったところで中央に見えるのが券売機である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	おおい町
制度導入年月日	平成20年8月1日（4年8ヵ月）
指定管理期間	H20. 8. 1~H25. 3. 31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用および利用制限に関する業務 ・入場料の徴収、入場料の還付、入場料の免除その他の入場料に関する業務 ・こども家族館の維持管理に関する業務 ・こども家族館の運営に関する業務 ・上記業務に付随する業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	オープン当初から、指定管理者制度を導入

2 監査結果および監査人の意見

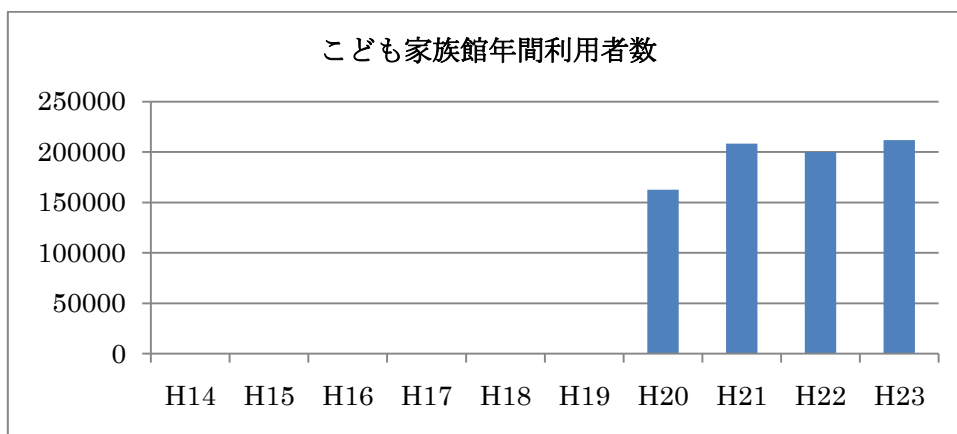
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

こども家族館の最近10年間の利用者数は以下のとおりである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	—	—	—	—	—	—	162,688	208,221	200,059	211,884

※こども家族館は平成20年8月のオープンであり、平成20年度の稼働月数は8ヶ月である。平成20年度の実績を12ヶ月分に換算すると244,032人である。



こども家族館は、施設が設置された平成 20 年 8 月より指定管理者制度が導入されている。オープン初年度（8 ヶ月の稼働、12 ヶ月換算では 244,032 人）と比較すると、2 年目、3 年目は、やや利用者数を下げているが、4 年目の平成 23 年度は利用者数を増加させた。利用者数の増減は、「うみんぴあ大飯」の他の施設や高速道路の開業に影響を受けているとみられる。

② 利用者数の把握方法

利用者数は、正面入り口と逆側にセンサーがあり、それによって自動的にカウントされる。「同じ人が出入りしても 2 名分とカウントされてしまう」などの弊害はあるものの、数値の正確性は高いと判断する。

③ 利用率向上策の概要

こども家族館はうみんぴあ大飯の一部を構成しており、指定管理者であるおおい町は、うみんぴあ大飯全体としての集客アップを図っている。平成 23 年度の事業報告書には、こども家族館の方針として、魅力あるプログラムの展開により新規利用者の開拓とリピーターの確保を図るとしている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は 170,000 人であり、平成 23 年度の達成率は 125% である。年度目標は当初から設定されているものであるが、これは「施設の規模や立地などから算定した現実的な目標」である。

[外部監査人による分析と意見]

① 利用度について

こども家族館は、おおい町の観光拠点である「うみんぴあ大飯」の一部を構成する施設である。したがって、こども家族館の利用度は「うみんぴあ大飯」全体の集客状況に影響

を受けるし、また、逆に、こども家族館の利用度が「うみんぴあ大飯」全体の集客状況に影響を与えることも有り得る。施設の所有者こそ福井県ではあるが、こども家族館はおおい町にとって観光客の入り込みを左右する重要施設であり、そういった意味で、こども家族館の利用度アップはおおい町に大きなインセンティブを与えている。指定管理者が、市や町であっても、大きなインセンティブがあれば結果に繋がる一例ととらえて良いであろう。

②管理目標について

設置当初の目標である年間 17 万人については、所管課が言うとおりの施設の規模や立地を勘案すれば妥当な数値であったと判断して良い。ただ、結果的に年間利用者は予測を大きく超えてきている。指定管理者の努力に加え高速道路の開業等が要因とみられるが、目標値については上方修正をすべきであろう。「最大限の努力の結果ギリギリで達成できるぐらいが良い目標値」というのが外部監査の考えである。

(2) 施設の状況

①設備・備品について

平成 20 年に完成したばかりの新しい施設であるから、設備に関しては老朽化していたり使用不能となっているものはない。ただし、過年度のアンケートに記載されている「ボールプールのボールが少なくてがっかり」には留意すべきである。あそび体験ゾーンのこども探検号とボールプールは、当該施設をレクリエーション施設ととらえた場合、最も重要な施設であり、リピーター獲得のキーである。ボールプール用ボールの予想外の劣化の早さ点は仕方がないが、その後の補充に時間がかかり、結果的にボールの少ない状況が一時的にも発生してしまったのは、今後にかさねべき反省点の一つであろう。

[こども探検号とボールプール]



手前がこども探検号でその下は大きなボールプール。ボールプールのボールは、「大人が乗る」、「定期的な殺菌処理」などで、想定外に劣化が早い。

②おおい町の担当課とインセンティブ

こども家族館を管理するおおい町の部署は住民福祉課である。これはこども家族館が、そもそも児童福祉の施設であるためであるが、現実的には商工観光振興課も運営方針に関与しており、観光の側面からのアプローチも行われている。外部監査の考えは「施設の利用率を上げるためには観光セクションの関与が必要」であり、合理的な対応と考えている。こども家族館の利用率（来館者数）は、うみんぴあ大飯全体の入り込みと連動している。おおい町にはこども家族館の利用率を向上させる十分なインセンティブがあると判断している。

[うみんぴあ大飯の施設・ホテルうみんぴあ]

[工事中の商業施設]



③敷地内での物品販売

こども家族館の敷地内には、物品を販売する施設が無い。これは、福井県とおおい町の間でとり決めた「商業エリアは、うみんぴあ大飯内に別に作る」という方針に基づいている。方針を聞けば、なるほどそのとおりだと思うし、それゆえ、こども家族館の敷地内が非常に綺麗に保たれていることも事実である。ただし、利用者にとっては、現実的にはやや不便であるので、ここは少し柔軟に考えた方が良いかもしれない。

④他の集客施設に応用可能な企画

外部監査の現地往査としては、人気施設の企画で、他の「苦戦施設」に応用できるものはないかどうかを見て回ることも目的の一つである。こども家族館には様々な設備・遊具があるが、外部監査が特に注目するのが、「わくわくショップ」である。スペースも初期投

資も維持コストもほとんど必要ないこの企画は、他の施設でも展開できるのではないか。公の施設を管理する部署は検討を要する。

⑤開館時間について

こども家族館の開館時間は児童館として条例により制限されており、通常は9時30分から17時までであり、夏季期間（7月21日から8月31日まで）は9時30分から18時までである。夏の時期の18時はまだまだ明るく、学校が休みであるということから、宿泊施設を有する「うみんぴあ大飯」の一部を構成している施設としては閉館が早いというのが素直な意見である。児童福祉施設であるという観点からは、18時閉館は合理的であると言えるが、運営主体であるおおい町にとっては観光施設として考えており、事実利用者の60%は県外の利用者である。より一層の利用度向上のためには、児童福祉施設という枠にとらわれることなく、柔軟に対応することが求められる。

（3）コストは下がっているか

こども家族館は平成20年8月1日のオープン当初から指定管理者制度を採用しており、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

（4）指定管理料の算定は適切か

こども家族館において、指定管理料は発生しておらず、こども家族館での収入及び費用は原則として全て指定管理者であるおおい町に帰属している。これは、同施設がおおい町の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的におおい町に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、100万円以上の大規模な修繕は県が、100万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることにする。

（5）利用料金収受業務の内部統制について

こども家族館での収入及び費用は原則として全て指定管理者であるおおい町に帰属しており福井県にとって利用料金収受業務の内部統制について重要性が無いため検討を省略する。

（6）指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・こども家族館の利用状況 ・こども家族館の入場料の収入の状況および還付、免除の状況 ・経費の収支の状況 ・その他こども家族館の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・こども家族館の利用状況 ・こども家族館の入場料の収入の状況および還付、免除の状況 ・その他こども家族館の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。ただし、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容についての報告は、よくまとまっているものの、施設の重要性を考慮すると、やや不足している感がある。所管課は、現在の指定管理者が専門の業者ではないことを念頭にアドバイスを行うべきであろう。具体的には、他の指定管理者の報告書を参考にこの部分を充実させるような指導を行うと良い。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

4 和田港成海緑地

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	港湾空港課
施設の所在地	大飯郡おおい町成海字1号1番
設置年月・根拠条例等	平成20年8月・福井県港湾施設管理条例
設置目的	和田港（成海）の親水緑地（海洋イベント等に対応可能な港湾周辺地域の交流拠点、良好な景観を有する港湾空間の創出）
施設の内容	環境緑地エリア 約49,624㎡（芝生広場 24,058㎡、エントランス広場 4,280㎡、駐車場 7,205㎡、親水広場 590㎡、護岸デッキ 932㎡、園路 1,751㎡、海と親しむ護岸 138m、機械室、便所、水遊び広場 1,037㎡、展望広場 678㎡） 先端緑地エリア 約7,650㎡（芝生広場 6,630㎡、園路 800㎡、フェンス 222m）
利用料金	無料
利用時間・休館日	年中無休
施設の特徴	緑地内に子ども家族館が設置され、来場者が利用する広場となっている。スーパー大火勢等の地域のイベント会場として活用されている。

[子ども家族館から見た和田港成海緑地]



和田港成海緑地は、うみんびあ大飯の中にあり、福井県子ども家族館の屋外広場として利用されている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	おおい町
制度導入年月日	平成20年8月1日
指定管理期間	H20. 8. 1~H25. 3. 31
指定管理者が行う業務	(1)緑地の維持管理業務 基本的維持管理業務、植栽管理、安全管理 (2)緑地の利用促進に関する業務 (3)その他緑地の管理に必要な業務

	組織および人員配置、事業報告書の作成、関係機関との連絡調整業務、占 用者との連絡調整業務、占用者負担経費の徴収
指定管理者制度導入前の管 理運営状況	①管理形態 ー ②管理者 ー

2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

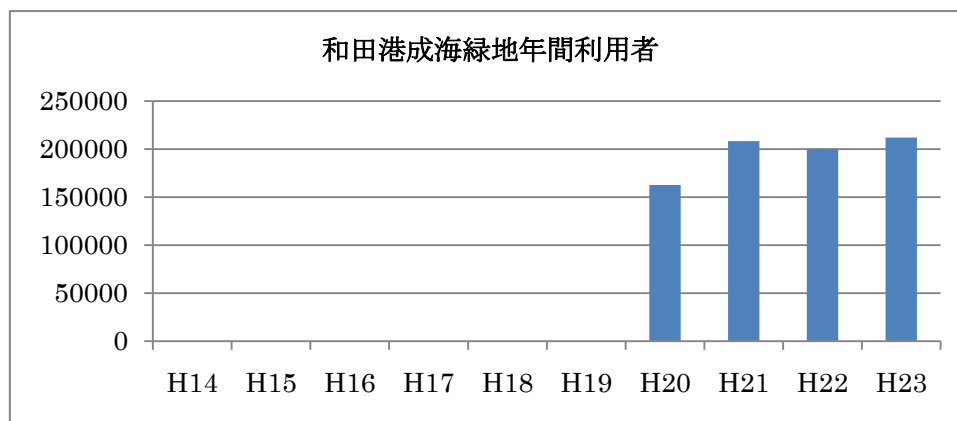
① 利用者数の推移

和田港成海緑地については、それ単独での利用者数カウントはされていない。ただし、指定管理となっている緑地は実質的にこども家族館の屋外広場であるので、こども家族館の利用者数をもって和田港成海緑地の利用者数と考える。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	ー	ー	ー	ー	ー	ー	162,631	208,221	200,059	211,884

※1 数値は各年度末の実績

※2 和田港成海緑地の供用は平成 20 年 8 月のため、平成 19 年度以前のデータはない。



和田港成海緑地はこども家族館と同様、平成 20 年 8 月より指定管理者制度が導入されている。利用者数の推移分析については、こども家族館と同様である。

② 利用者数の把握方法

和田港成海緑地は、それ単独での利用者数カウントはされていない。

③ 利用率向上策の概要

実質的に、こども家族館の広場部分であり、こども家族館と一体の利用率向上策となる。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

和田港成海緑地単独での目標設定はない。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

雨が降っていなければ、こども家族館の入館者＝和田港成海緑地の利用者と考えべきである。したがって、緑地の利用度アップとしては、こども家族館の魅力を向上させることが基本であるが、指定管理者おおい町としては、花火大会等、緑地単独での企画も実施している。福井県としては、そういった方向でどんどん単独企画もやってもらうべきであるし、できることは協力すべきである。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

芝生広場が施設のほとんどであり不具合が生じているような箇所はない。

②おおい町担当課の方針とインセンティブ

おおい町としては、和田港成海緑地について基本的にこども家族館と一体的な管理をしている。前述のようにこども家族館の利用度（来館者数）は、うみんぴあ大飯全体の入り込みと連動しており、おおい町にはこども家族館の利用度を向上させる十分なインセンティブがあると判断している。

(3) コストは下がっているか

和田港成海緑地は平成 20 年 8 月 1 日のオープン当初から指定管理者制度を採用しており、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

和田港成海緑地において指定管理料は発生しておらず、和田港成海緑地での費用は原則として全て指定管理者であるおおい町が負担している。これは、同施設がおおい町の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的におおい町に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、20 万円以上の大規模な修繕は県が、20 万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとす

る。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

和田港成海緑地では利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・緑地の利用状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他緑地の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・緑地の利用状況 ・その他緑地の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

実質的にこども家族館の屋外広場部分であるので、報告書も一体のものを作った方が良いのかもしれない。単独で報告書を書こうとしても和田港成海緑地だけでは指定管理者制度の趣旨に沿った報告書は作りにくいと判断する。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

5 福井県すいせんの里

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	園芸畜産課
施設の所在地	越前町血ヶ平28字6-1
設置年月・根拠条例等	平成4年3月 福井県すいせんの里の設置および管理に関する条例
設置目的	水仙栽培の振興を図り、観光農業を育成し、および県民に対し緑に親しむ機会を提供するため設置する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ガーデンクラブハウス「水仙の館」(532㎡) ・「水仙の館」管理棟(119㎡) ・外構施設 すいせん鑑賞ロード(遊歩道)、芝生広場、多目的広場、ふれあい園地、ふれあい遊歩道、展望広場 ・駐車場(2箇所) ・植栽 ・その他付随施設
利用料金	なし
利用時間・休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時から午後5時 (ただし、10月～3月まで午前9時から午後4時まで) ・木曜日休館(ただし、11月～3月まで毎日開館)
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・スイセンの主産地である越前町に設置されており、海岸沿いに花が咲く景観は見事である。 ・スイセンに関する生産や文学等の知識を得ることができる。

[水仙の館の外観]



[水仙観賞庭園]



水仙の館は、ギリシャ建築をモチーフに設計された外観の美しい建物であり、夏は前面に広がる日本海の青に良く映えるが、水仙の季節は冬である。写真右は水仙観賞庭園である。一年中、水仙を観賞できるように、温度管理がなされている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	越前町
--------	-----

制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31（5年間）
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務 ・その他施設の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	越前町（主管課：商工観光課）に無償で管理委託。

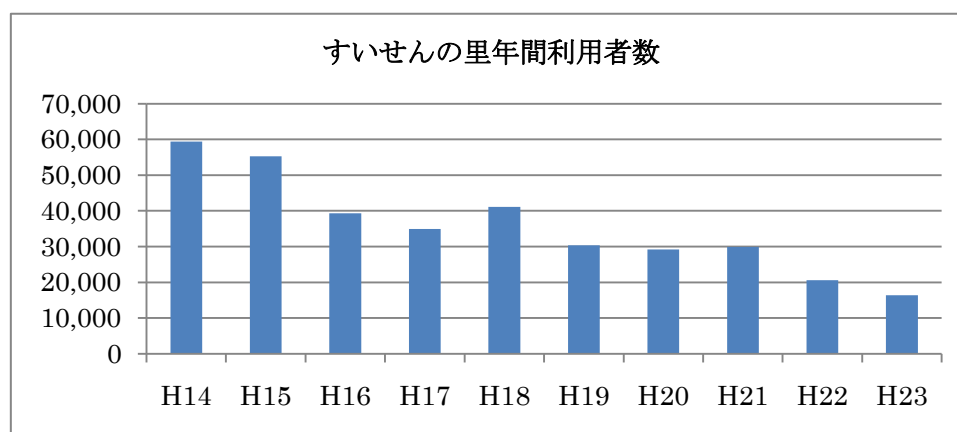
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

福井県すいせんの里の最近10年間の利用者数は以下のとおりである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	59,414	55,234	39,303	34,925	41,068	30,388	29,185	29,874	20,610	16,405



福井県すいせんの里は平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。すいせんの里の年間利用者数は、指定管理者制度導入前から減少傾向にあった。指定管理者制度を導入し、減少に歯止めがかかる傾向も一時あったが、平成22年度、平成23年度と再び減少を示している。平成13年度以前のデータを見ると、年間利用者数の水準はさらに高く、平成11年度の年間利用者数80,891人は平成23年度の約5倍である。

② 利用者数の把握方法

利用者数は、入園時にカウントしている。

③ 利用率向上策の概要

福井県すいせんの里は越前町の施設群である越前岬水仙ランドの一部を構成している。すいせんの里の利用度をアップさせるには、本体である越前岬水仙ランドの魅力をアップする以外にない。越前町は集客に繋がる広報活動やイベントに力を入れるなど様々な努力を行っている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

利用者数の年度目標は定められていない。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

大幅な利用者増となっている民間企業や財団等の団体を指定管理者とした場合に比べて、市町が指定管理者になっている場合には、必ずしも利用者増とはならない。これについては、総論にて分析したとおりであるが、すいせんの里についてもその傾向が表れているケースの一つとあって良いであろう。「すぐに結果を」といっても難しいかもしれないが、所管課としては、すいせんの里の利用者増に向けて指定管理者に丁寧な指導を行うべきである。まずは、目標管理をしてもらわなければならない。指定管理者制度の趣旨に沿った考え方で管理してもらうことが必要である。また、集客ソフト面で協力できることがあれば積極的に関与していくべきである。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

施設や備品については、破損しているものがあるわけではないし、綺麗な状態に保たれてはいるが、集客施設としてそれで万全かと言われれば、そうでもないといった状況である。「建物が立派な割には、展示物等が貧弱」というのが、多くの人の印象であろう。

[水仙の館の内部]



写真中央の展示台は写真パネルがやや劣化して古ぼけてしまっている。

写真右奥が水仙観賞庭園は冷房により夏でも水仙の観賞が可能。

②越前町担当課の方針とインセンティブ

すいせんの里を管理する越前町の担当課は商工観光課である。越前水仙ランドは実質的に観光施設であり、越前町が観光中心の切り口をもってこれを管理するのは合理的と判断している。ただし、ここ数年の実績は振るわない。往査時の聞き取り調査の過程で、越前町商工観光課の努力と苦悩は十分にくみ取れたが、実績は前述のとおりである。一方、福井県側の所管課は、園芸畜産課である。すいせんの里の目的が「水仙栽培の振興を図り、観光農業を育成し・・・」であることから、所管が園芸畜産課となるわけであるが、このままでは利用率向上は難しいかもしれない。これだけ大掛かりな施設群で、越前町としては有効利用のインセンティブは高いはずであるが、福井県が「観光客増」という視点で、積極的に協力していかなければ、指定管理者側の士気も下がるのではないか。

③施設群に対する外部監査の所感

集客対策ということは、イコール、リピーター対策といって良いであろう。リピーター対策を怠れば、「一回行って、つまら無かったからもう行かない」ということになる。越前水仙ランドにおける現在の苦戦の要因が、平成14年以前のそういう対応にあったのだとすれば、反省すべきは指定管理者だけではない。

指定管理者である越前町は、越前水仙ランドの有効活用に向けて様々なアイデアを有しており、その点に関して、外部監査としては前向きな印象を持っているが、基本はソフトであるという点は強調しておきたい。現状の越前水仙ランドはハードとソフトがアンバランスである。前述したようにハードが立派な割にはソフトがあまりに貧弱であり、こういった施設は、「一回行って、つまら無かったからもういかない」になりやすい。リピーター対策という明確な視点を持って、魅力のあるソフトをコツコツ積み上げることが、目的への近道である。ハード中心の考えではいけない。

[越前町自然文学資料館]



自然文学資料館は越前町の施設であるが、この展示物も充実してもらう必要がある。景観はご覧のように素晴らしく、施設としては重要なソフトの一つである。ただし、夏の景色がいくら奇麗でも、水仙の時期からは外れてしまう。

(3) コストは下がっているか。

福井県すいせんの里は平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である越前町に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

福井県すいせんの里において、指定管理料は発生しておらず、福井県すいせんの里での費用は原則として全て指定管理者である越前町が負担している。これは、同施設が越前町の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に越前町に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県すいせんの里では利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・すいせんの里の利用状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他すいせんの里の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・すいせんの里の利用状況 ・その他すいせんの里の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

基本協定書第 30 条によれば、事業報告書には、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目的達成のために取り組む具体的内容を記載しなければならないとなっているが、すいせんの里の報告書にはこれらに関する記述がない。すいせんの里は博物館などを有する県内観光拠点の一つでもあるので、これらのことを事業報告書で詳細に報告を受けることは福井県にとって重要である。所管課は、指定管理者がこういった分析や報告に不慣れであることを理解し、基本協定書の趣旨に沿った報告書を作成できるよう、丁寧な指導を行わなければならない。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

6 福井県立ホッケー場

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	スポーツ保健課
施設の所在地	丹生郡越前町朝日 2 2 - 3 5
設置年月・根拠条例等	平成 1 3 年 5 月 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
設置目的	県民の体育のレクリエーションの振興を図るため、福井県立体育施設（ホッケー場）を設置
施設の内容	敷地面積 8335.2 m ² 人工芝コート 1 面、ナイター照明 4 基
利用料金	専有する場合 入場料等を徴収する場合 午前 23,630 円、午後 31,500 円、夜間 31,500 円 入場料等を徴収しない場合 午前 3,940 円、午後 5,250 円、夜間 5,250 円 専有しない場合 1 人 2 時間につき 150 円 照明設備 1 時間につき 1,280 円を加算
利用時間・休館日	利用時間 午前 8 時から午後 1 0 時まで 休館日 毎週火曜日、1 2 月 1 日～2 月 2 8 日
施設の特徴	県内唯一のホッケー競技の専用競技場 全国大会などの公式大会が開催できる競技場

[福井県立ホッケー場]



福井県立ホッケー場は、越前町営朝日総合運動場の一角にある。越前町営朝日総合運動場には他に町立ホッケー場が二面あり、合計で三面のホッケー場を有している。福井県立ホッケー場は平成 24 年に改修が行われており、3 つの中で最も新しい。写真では判らないが、福井県立ホッケー場の人工芝は青色であり、競技者の印象にはかなり残るはずである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	越前町
制度導入年月日	平成18年4月1日～
指定管理期間	H18.4.1～H23.3.31 H24.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金に関する業務 ・ホッケー場の維持管理に関する業務 ・ホッケー競技の指導および助言に関する業務 ・その他ホッケー場の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ①管理形態：管理委託 ②管理者：朝日町

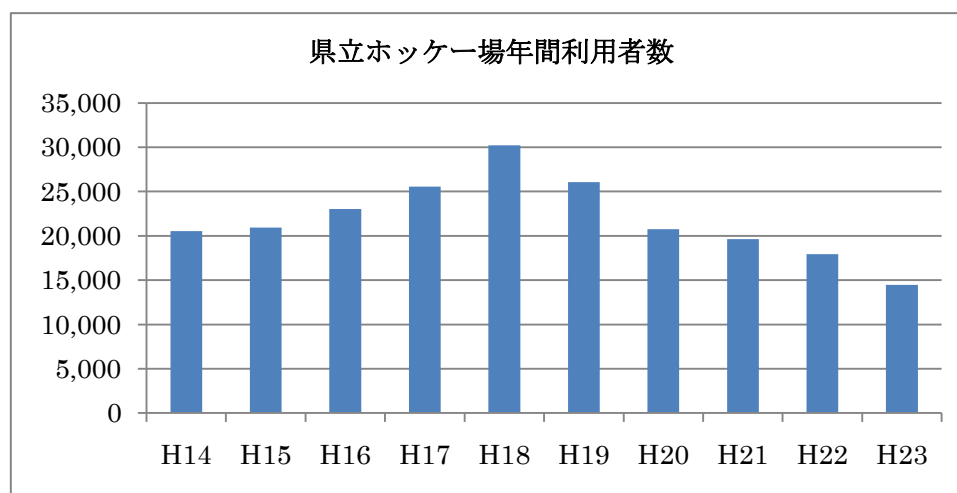
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

福井県立ホッケー場の最近10年間の利用者数は以下のとおりである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	20,524	20,924	23,016	25,537	30,214	26,046	20,753	19,626	17,942	14,478



福井県立ホッケー場は平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。年間利用者数は、上表のとおり指定管理者制度が導入された平成18年度をピークに減少傾向が続いているが、これには理由がある。福井県立ホッケー場がある越前町営総合運動場には、県立ホッケー場の他に町立のホッケー場が2面あるが、「傷んできたグラウンドをなるべく使わない」という方針のもと、町立の方に利用をシフトしてきたためである。平成24年度に県

立ホッケー場が改修された後はこの傾向は逆転し、県立ホッケー場の利用が増加することになる。

平成 18 年度以降の町立ホッケー場の年間利用者数は以下のとおりであり、県立、町立あわせホッケー場全体での利用者数はほぼ一定していると分かる。

<参考・町立ホッケー場の利用者>

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	—	—	—	—	1,220	12,437	14,199	16,307	18,285	22,724

② 利用者数の把握方法

利用者数は申込書類により把握されており、正確と判断できる。

③ 利用率向上策の概要

地元の学生が利用の柱であるが、県立ホッケー場が改修され「国内トップクラス」のホッケー場となったことを受け、今まで以上に全国規模の大会や大学など県外チームの合宿の誘致に力を入れていく方針である。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

利用者増による収入の増や経費削減が目標であるが、指定管理者として具体的な数値を掲げているわけではない（ただし、越前町としては数値による目標管理を行っている）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

県立ホッケー場と町立ホッケー場の利用者数合計を示すと下記のとおりとなる。

[県立ホッケー場と町立ホッケー場の利用者数合計]

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	20,524	20,924	23,016	25,537	31,434	38,483	34,952	35,933	36,227	37,202

この数字が、年間施設利用者数として妥当なラインかどうかを所管課である教育庁スポーツ保健課に質問したところ、かなり利用されている状況とのことである。また、実績自体も上がり調子であり、越前町のホッケーに対する取り組みが結果に表れていると考えて良いであろう。

②目標管理について

県立ホッケー場は、越前町の施設である町立ホッケー場とのセットでの運営である。し

たがって、上述したように「こっちを減らしてこっちを増やす」というような施設の使い方も実際に可能であるし、そうすることが合理的である。目標管理もセットの方が現実的である。越前町と協議して、福井県としての数値目標を打ち出すべきである。

[県立ホッケー場と町立ホッケー場の位置関係（リーフレットより）]



写真は、朝日総合運動場のリーフレットであるが、県立ホッケー場および県立の管理棟は写真の右部分であり、実質的に、県立ホッケー場は朝日総合運動場の一部と考えることが合理的である。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

県立ホッケー場は平成24年7月に改修が完了しており、平成24年8月の往査日現在では不具合が生じている施設はない。

②越前町担当課の方針とインセンティブ

県立ホッケー場を管理する越前町の担当課は教育委員会文化スポーツ室である。合併前の旧朝日町が自ら「ホッケーの町」とリーフレットに明記しているとおり、旧朝日町はホッケーに力を入れてきた。合併後もその方針は変わらず、上記の安定した利用実績はその表れと判断して良いと考える。改修後の県立ホッケー場は国内でも数少ない「国際ホッケー連盟新規国際公認（グローバル規格）」を取得し、国際大会にも適応できる状況となった。大きな大会や県外チームの合宿等を誘致しやすくなり、越前町には直接的にも間接的にも活用のメリットが十分にある。越前町も実際にそういった方針で動いており、有効利用のインセンティブは高い。

外部監査が気になったのは、新しいリーフレットに「ホッケーの町」と記載されていないことである。合併後の越前町は、確かに旧朝日町とはイコールではないが「ホッケーの町」とみんなに認知されているし、競技上の実績も従来と変わらないわけであるから、少なくとも対外的には「ホッケーの町」と言ってしまって良いと考える。

③長期的な有効利用への取り組み

福井県の公の施設への指定管理者制度導入の狙いの一つは施設の利用度向上である。今後、長期にわたって、少なくとも耐用年数の期間については、有効利用してもらわなければならないとすると、競技人口が多い方が良いのは間違いない。経済効果等を視野にいとると、県外のチームがどんどん合宿等で来てくれればもちろんそれは良いことであるが、継続的な有効利用というものを考えればやはり地元の人による安定的な利用は大事である。ホッケーという競技の性質上、競技をする人が「放っておいても自然に増えていく」というものでないの関係者の努力は常に必要となる。「ホッケーの町」を自認する越前町がこれに取り組むのは自然なことであるが、ホッケーをするのは、越前町の人だけではない。越前町以外の人でもホッケーをする人を増やさなければならないから、福井県側・教育庁スポーツ保健課としても、ある程度の数値目標を掲げて越前町やホッケー関係者に協力していかなければならない。

(3) コストは下がっているか。

福井県立ホッケー場は平成18年4月1日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である越前町に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

福井県立ホッケー場において、指定管理料は発生しておらず、福井県立ホッケー場での収入及び費用は原則として全て指定管理者である越前町に帰属している。これは、同施設が越前町の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に越前町に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、100万円以上の大規模な修繕は県が、100万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることにする。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

福井県立ホッケー場での収入及び費用は原則として全て指定管理者である越前町に帰属しており福井県にとって利用料金収受業務の内部統制について重要性が無いため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・ホッケー場の利用状況 ・ホッケー場の利用料金の収入の状況および還付、免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他ホッケー場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・ホッケー場の利用状況 ・ホッケー場の入場料の収入の状況および還付、免除の状況 ・その他学園の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

基本協定書第 29 条によれば、事業報告書には管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目的達成のために取り組む具体的内容を記載しなければならないとなっている。この部分に記載されてくる記載されてくる内容については、指定管理者によってその質にかなり差がある。所管課は、他の報告書を参考に、「こういった感じのもの」という指導をすべきである。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

7 福井県もりの学園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	県産材活用課
施設の所在地	丹生郡越前町笈松44-3-1
設置年月・根拠条例等	平成10月3月・福井県もりの学園の設置および管理に関する条例
設置目的	ふるさとの美しい自然環境の中で森林および林業について体験学習をする場を県民に提供し、もって森林および林業に対する県民の意識の高揚を図るため
施設の内容	多目的ホール 59.98㎡ 展示室 139.74㎡ 資料室 14.00㎡
利用料金	—
利用時間・休館日	午前9時から午後5時・火曜日(休日の場合は翌日)12月1日から3月31日
施設の特徴	林業についての知識・技術の提供の体験学習により、人材の確保・育成を図れる。

[福井県もりの学園外観]



[福井県もりの学園の内部]



福井県もりの学園は、越前町の施設群である悠久ロマンの杜の中にある。正式名称は、福井県もりの学園であるが、看板には「もりの学び舎」とある。パンフレット等も同様の記載となっている。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	越前町
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1~H28.3.31
指定管理者が行う業務	展示室・資料室の見学による体験活動 学校関係者(児童・生徒等)による見学 環境団体による見学 一般利用者による見学 多目的ホールでの木工教室などの開催 学校(児童・生徒等)による木工教室 環境団体による見学

指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 委託 ②管理者 織田町
-------------------	----------------------

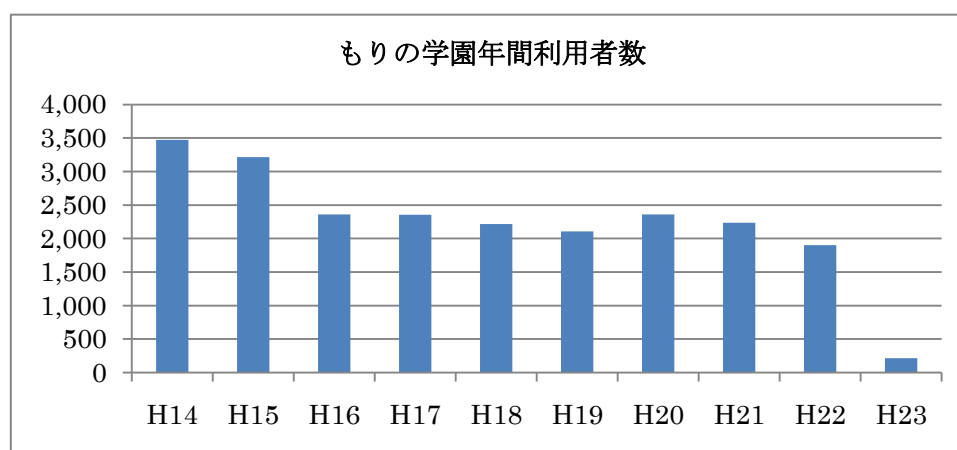
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

福井県もりの学園の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	3,474	3,216	2,361	2,353	2,217	2,105	2,359	2,235	1,903	214



福井県もりの学園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。平成 23 年度の利用者数は年間で 214 人と極端に少ないが、これは、悠久ロマンの杜（悠久ロマンの杜は越前町の施設群）の人気施設であるスーパースライダーが老朽化のため使用不能であることが大きく影響していると考えられる。ただし、特殊要因のある平成 23 年度を除いても、年間利用者数は減少傾向であり、指定管理者制度導入後の平均 2,163 人（平成 23 年度を除いた平均）は指定管理者制度導入前の平均 2,851 人を大きく下回っている。

② 利用者数の把握方法

年間利用者数は施設管理人の日誌等により把握されている。

③ 利用率向上策の概要

もりの学園は越前町の施設群である悠久ロマンの杜の一部を構成している。もりの学園の利用度をアップさせるには、本体である悠久ロマンの杜の魅力をアップする以外にない。越前町および越前町からの業務委託者は体験イベントの企画や継続的な広報活動を行い、

悠久ロマンの杜の利用者増を図っている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

利用者数の年度目標は定められていない。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

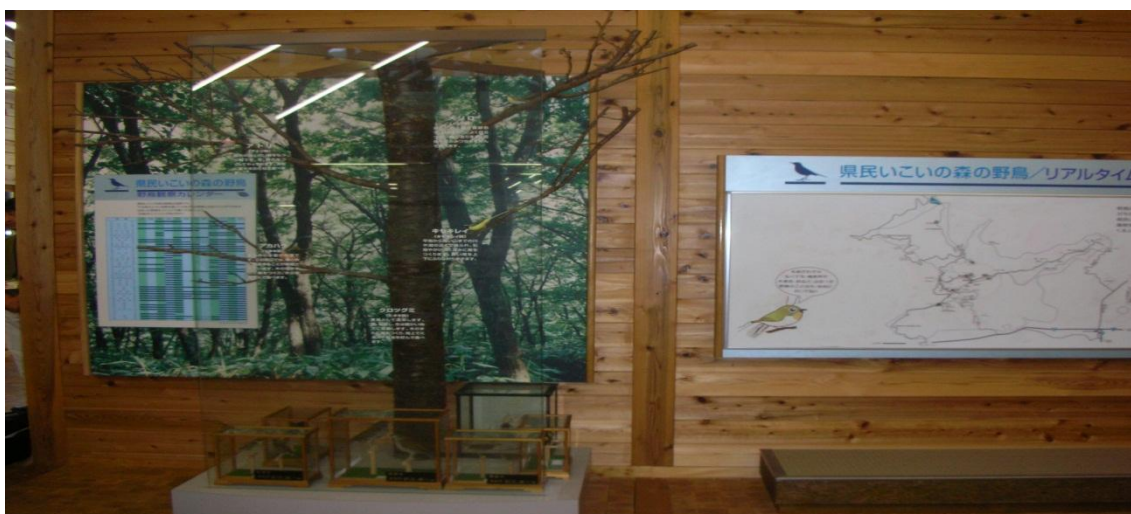
大幅な利用者増となっている民間企業や財団等の団体を指定管理者とした場合に比べて、市町が指定管理者になっている場合には、必ずしも利用者増とはならない。これについては、総論にて分析したとおりであるが、もりの学園に関しては、その傾向が顕著に表れているケースの一つとあって良いであろう。所管課としては、もりの学園の利用者増に向けて、指定管理者に丁寧な指導と十分なソフト面での協力を行うべきであるが、まずは、指定管理者に目標管理をしてもらわなければならない。指定管理者制度の趣旨に沿った考え方で管理してもらうことが、まずは必要である。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

もりの学園の設置は平成 10 年である。設置されてからある程度の期間が経過しているが、風雨にさらされている外観はともかくとして、内部については県産材をうまく活用していることもあり、古さを感じない。展示物等の備品についても、壊れにくいものがほとんどであるので、使用不能等の不具合を生じているものは見当たらない。

[もりの学園の展示物]



②越前町担当課の方針とインセンティブ

もりの学園を管理する越前町の担当課は農林水産課である。一方、福井県の所管課も林業関係の部署、県産材活用課である。もりの学園の所管課が林業関係の部署であるのは、施設設置の目的に由来するわけであるが、施設の利用度を向上させるという観点、つまり集客活動の観点からは、これは当然不利である。林業関係の部門に集客活動を義務付けるのは不経済であり合理的なことではない。もりの学園の利用度を向上させようとするれば、担当すべきは、教育関係か観光関係であり、林業関係の部署はサポートに回った方が良い。

悠久ロマンの杜は越前町にとって重要な施設であるが、もりの学園については「それがあるから、悠久ロマンの杜の利用者が増える」といった位置づけのものではないので、市町が指定管理者となっている福井県の施設の中では、指定管理者にとってのインセンティブは相対的に小さいと見られる。「インセンティブ」は指定管理者制度を運営する場合の大きな戦略の一つであり、福井県としては、この観点をおろそかにすべきでは無かった。

(3) コストは下がっているか

福井県もりの学園は平成18年4月1日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である越前町(旧織田町)に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

福井県もりの学園において指定管理料は発生しておらず、福井県もりの学園での費用は原則として全て指定管理者である越前町が負担している。これは、同施設が越前町の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に越前町に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、大規模な修繕についても管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県もりの学園では利用料金は無いため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・学園の利用状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他学園の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・学園の利用状況 ・その他学園の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

基本協定書第 30 条によれば、事業報告書には、管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目的達成のために取り組む具体的内容を記載しなければならないとなっている。この部分に記載されてくる内容については、指定管理者によって、その質にかなり差がある。所管課は、他の報告書を参考に、「こういった感じのもの」という指導をすべきである。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

8 敦賀港金ヶ崎緑地

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	港湾空港課
施設の所在地	敦賀市金ヶ崎町 44
設置年月・根拠条例等	平成 15 年 3 月・福井県港湾施設管理条例
設置目的	敦賀港のシンボル緑地（海洋イベント等に対応可能な港湾周辺地域の交流拠点、良好な景観を有する港湾空間の創出）
施設の内容	時計塔広場 3,100 m ² 、護岸デッキ 440 m ² 、護岸園路 2,520 m ² 、半円形広場 2,480 m ² 、芝生広場 7,040 m ² 、レンガ通路 1,680 m ² 、北側駐車場 1,720 m ² （81 台分）、南側駐車場 1,660 m ² （45 台分）、休憩施設 金ヶ崎緑地休憩所、景観施設 モニュメント
利用料金	無料
利用時間・休館日	休憩所 8 時半～17 時 定休日 12 月 29 日～1 月 3 日
施設の特徴	緑地内に敦賀港イベントの際に中心となる広場、敦賀市鉄道資料館や敦賀ムゼウムといった敦賀市の人気観光施設が整備されている。

[敦賀港金ヶ崎緑地・芝生広場]



敦賀港金ヶ崎緑地の主要施設は、写真の芝生広場と護岸デッキである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	敦賀市
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	H18. 4. 1~H23. 3. 31、H23. 4. 1~H28. 3. 31
指定管理者が行う業務	(1)施設および設備の維持管理業務 休憩所等管理業務、植栽管理、その他の業務 (2)その他施設の管理運営に必要な業務 組織および人員配置、事業報告書の作成、関係機関との連絡調整業務、占 用者および占用予定者との連絡調整事務、占用者負担経費の徴収
指定管理者制度導入前の管理運営状況	①管理形態 管理委託 ②管理者 敦賀市

2 監査結果および監査人の意見

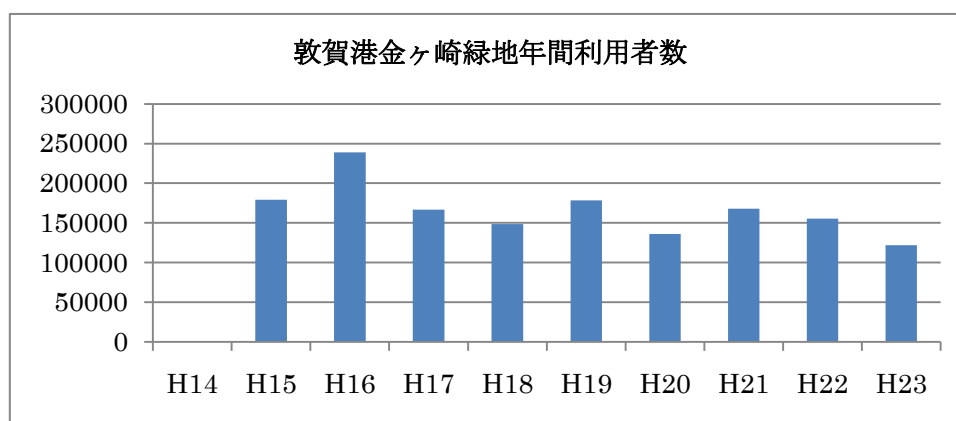
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

敦賀港金ヶ崎緑地の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	—	179,070	238,863	166,699	148,387	178,403	136,012	167,844	155,471	121,826

※敦賀港金ヶ崎緑地の供用は平成 15 年 3 月のため、平成 14 年度のデータはない。



敦賀港金ヶ崎緑地は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。年間利用者数は、年度によってかなり増減があるが、これは、緑地の利用者数が敦賀市が行うイベントの規模に左右されるためである。平成 23 年度に利用者数が減少しているのは、カウントの仕方を変更したため（フリースペースの利用者数をカウントする時間帯を短くした）であり、実質的な利用度は従来と変わっていない。

② 利用者数の把握方法

フリースペースの利用者数については、敦賀市の施設を管理している委託者が目視により把握している。

③ 利用率向上策の概要

金ヶ崎緑地は、敦賀市が敦賀港関連のイベントを行う場合の中心的な広場であり、敦賀ミュージウムや敦賀鉄道資料館などの施設と一体で利用者アップを図る。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

利用者数の年度目標は定められていない。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度の把握について

フリースペースの利用度をどのように把握するかについては、フリースペースを有する公の施設にとって大きな課題の一つと言えるが、敦賀市はこの課題を上手く克服しているといえる。フリースペースの利用者数については、その性質から正確なものを求めるのはそもそも難しく、規模や傾向などがある程度まで判れば、目的は達せられることが多い。目標管理についても「こういったカウントの仕方、この数値を目標とする」とすれば良いのであって、「数値自体の正確性はそんなに問わない」という切り口もある。むしろここで重要なのは、フリースペースの利用度をなんとか把握しようとする意識である。敦賀市が、フリースペースである金ヶ崎緑地の利用者数がある程度捉えられているのは、施設利用度への関心が高い結果と考えられ、こういった場合、福井県としては「利用度向上について良い結果が導かれる状況にある」と判断して良いであろう。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

金ヶ崎緑地の場合、ほぼ広場とボードウォークからなっていると考えて良いが、ボードウォークについては、平成 22 年度に大規模な修繕をしており（外部監査としては前年度、敦賀港湾事務所の往査時に内容を確認した）、現在、施設内に不具合が生じているような箇所はない。

[金ヶ崎緑地のボードウォーク]



腐食が進んだため平成 22 年度に張り替えられたボードウォーク。新しい板は腐食しにくい素材でできている。

②敦賀市担当課の方針とインセンティブ

敦賀市の担当課は産業経済部国際交流貿易課である。敦賀市の場合、敦賀港貿易が経済活動の柱の一つであることは言うまでもないが、みなと博以降、敦賀港周辺は、観光拠点、

イベント拠点の中心となっており、金ヶ崎緑地の周りには、敦賀ムゼウム、敦賀鉄道資料館、きらめきみなと館という敦賀市の集客施設が設置されている。敦賀市は敦賀港周辺の整備に力を入れている状況であり、金ヶ崎緑地はその中央に位置する。敦賀市には金ヶ崎緑地活用の十分なインセンティブがある。

③人道の港 敦賀ムゼウム

敦賀ムゼウムは、小さな木造 2 階建ての建物であり、博物館・資料館の類としては、最も小さい規模とあって良いが、敦賀市の説明では「リピータが多い人気の施設」とのことである。敦賀ムゼウムは、正式名称を「人道の道 敦賀ムゼウム」と言い、その展示テーマは 1920 年の「ポーランド孤児」と 1940 年の「命のビザ」のみである。展示テーマは 2 つしかなく、しかも展示物はパネルが主体である。それにもかかわらずリピータが多いということであるし、外部監査としても「確かに、リピータはいるかもしれない」と感じる。他の展示施設の参考になる面があるのではないか。

展示物や館長の説明からは、「こういうことがあったことを知ってほしい」という気持ちや迫力が伝わる。施設がいくら大きくて、立派でも、運営する側にそういった側面がなければ、やはり、人を引き付けることはできないのではないか。また、ムゼウムという名称も含めて、展示物も少ないながら、「人を呼んで、何かを伝える」ということのために、よく工夫されているという印象を受ける。

(3) コストは下がっているか

敦賀港金ヶ崎緑地は平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である敦賀市に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

敦賀港金ヶ崎緑地において、指定管理料は発生しておらず、敦賀港金ヶ崎緑地での費用は原則として全て指定管理者である敦賀市が負担している。これは、同施設が敦賀市の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に敦賀市に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、大規模な修繕は県が、軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

敦賀港金ヶ崎緑地では利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・緑地の利用状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他緑地の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・緑地の利用状況 ・その他緑地の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

総合公園や緑地が指定管理の対象施設となっている場合、基本協定書には目標管理の規定はないが、指定管理者制度導入の狙いの一つは目標管理あるわけであるから、数値目標を設定して管理した方が良い。その方が事業報告書としても充実したものができる。

②モニタリング

敦賀港金ヶ崎緑地は敦賀港湾事務所の目の前にあり、管理の状況を把握できないなどということは現実にはないが、現場でのモニタリングは定式化すべきである。

9 若狭の里公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	都市計画課（若狭の里公園）
施設の所在地	小浜市遠敷2丁目
設置年月・根拠条例等	（最終）昭和57年3月 福井県都市公園条例
設置目的	若狭歴史民俗資料館と一体的に整備し、歴史や風俗等に触れながら休養とレクリエーション利用を目的とした都市公園
施設の内容	民家園、四阿、植栽園、池、便所
利用料金	有料施設なし
利用時間・休館日	—
施設の特徴	若狭歴史民俗資料館と併設し、一体的な公園となっている。 若狭湾をイメージした池を中央に設け、園内に地域特産の梅林園や地域の代表的な古民家園などがある若狭地域の自然、歴史、文化を体感できる庭園型公園である。

[若狭の里公園の内部]



大きな公園ではないが中は非常に静かである。公園内に広場などはなく若年層がレクリエーションに使うというよりも、シルバー世代が散策するのに適した公園という印象を受ける。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	小浜市
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限にその他利用に関する業務 ・若狭の里公園の維持管理に関すること（公園施設の保守・点検、小規模修繕、植栽・芝生の保育管理、公園内の清掃等） ・運営業務（利用の調整、事故の報告、一般対応、広報活動、安全対策（巡回、警備）等）
指定管理者制度導入前の管理運営状況	管理委託契約

2 監査結果および監査人の意見

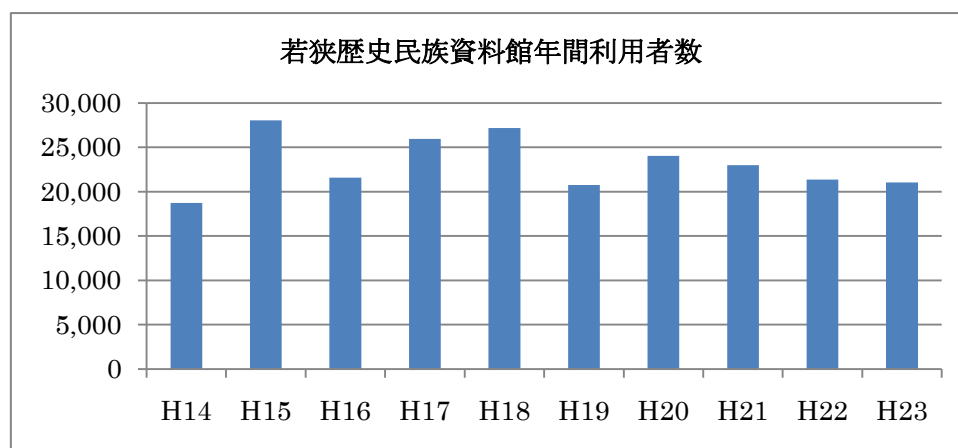
(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

若狭の里公園は都市公園であり、それ自体については利用者数の把握はしていない。ただし、若狭の里公園は郷土歴史資料館と隣接しており、利用者数の増減に関しては相互に連動性があると考えられる。外部監査では便宜的に若狭歴史民族資料館の利用者数をもって若狭の里公園の利用者数増減を推測する。

若狭歴史民族資料館の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	18,717	28,027	21,577	25,948	27,176	20,757	24,016	22,979	21,369	21,037



若狭の里公園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。データは、あくまで、若狭歴史民族資料館の利用者数であるが、平成 15 年度は 9 月、10 月が、平成 17 年度は 5 月が、平成 18 年度は 12 月で特別利用者数が多い。それら特別な月を除くと若狭歴史民族資料館の利用者数は最近 10 年間では大きく変わっていない。若狭の里公園の利用者数も同様と推測される。

② 利用者数の把握方法

若狭の里公園としては利用者数は把握されていない。

③ 利用率向上策の概要

福井県が直接管理している若狭歴史民族資料館と一体で整備された公園であり、公園単独での利用というより、若狭歴史民族資料館の利用者が散策するための公園という位置づけが強い。したがって、福井県による若狭歴史民族資料館の利用促進策が公園の利用率向上策の柱となる。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

目標管理は行っていない（総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には、数値目標の規定がない）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

若狭の里公園のように自治体が指定管理者となっているものについても、指定管理者制度の趣旨を考慮すれば、指定管理者には利用度アップのための様々な努力は必要となる。ただし、若狭の里公園については単独で考えることは合理的ではなく、利用者アップのための努力も若狭歴史民族資料館とセットで考えるべきである。所管課は利用度アップのために若狭の里公園の指定管理者である小浜市だけでなく、若狭歴史民族資料館を所管する文化振興課とも協力しなければならない。目標管理はこの場合、若狭の里公園自体ではなく、若狭歴史民族資料館が対象となる。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

若狭の里を再現した公園であり、基本的には若狭湾を再現した池とその周囲に植えられた樹木からなっている。公園の東側にある木造平屋茅葺の古民家は、以前は休憩所として利用されていたが、現在は老朽化して立ち入り禁止となっている。

[移築された古民家]



[古民家の入口]



古民家を移築して資料を兼ねた休憩所にするという考え自体は決して悪いものでは無かったと思うが、老朽化に対して十分な修繕措置ができない結果、「立ち入り禁止」という中途半端な状態となってしまった。計画時、古民家の維持コストという面に十分な配慮を欠いたのは今後に生かすべきであるが、当面のこととしては古民家の位置づけをはっきりさせた方が良い。古民家については「展示物の一つ」であり「外から観賞するもの」と明確に位置付け、取り扱うべきである。

②小浜市担当課の方針について

若狭の里公園を管理する小浜市の担当課は都市整備課である。若狭の里公園を単独で見ると普通の都市公園であり、都市整備課が管理するのは合理的なことと判断するが、福井県が目指す施設利用度のアップという観点からすると、観光や教育といった他の部署の関与もある程度有効と考える。

③若狭の里公園に隣接する施設について

若狭の里公園は、福井県が直接管理する公の施設、若狭歴史民族資料館に隣接しており、同じ敷地内には小浜市埋蔵文化財センター（公園の設置時はビジターセンター）がある。若狭の里公園の利用度はそれ単独というよりも、隣接施設の状況に左右される傾向にあり、福井県としてはこれら一体での利用促進策が必要であるが、その中心となるべきは若狭歴史民族資料館である。若狭の里公園を所管する土木部都市整備課は、この点において若狭歴史民族資料館を所管する観光営業部・文化振興課への継続的な働きかけが必要となる。

[若狭歴史民族資料館]



[小浜市埋蔵文化財センター]



(3) コストは下がっているか

若狭の里公園は平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は

無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である小浜市に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

若狭の里公園において、指定管理料は発生しておらず、若狭の里公園での費用は原則として全て指定管理者である小浜市が負担している。これは、同施設が小浜市の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に小浜市に任せているためである。そのため、指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、大規模な修繕は県が、軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

若狭の里公園では利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・若狭の里公園の利用状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他若狭の里公園の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

総合公園等が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には数値目標の規定がない。これは「総合公園等では利用実績がとりにくい」ことを前提としてのことであるが、指定管理者制度導入の狙いの一つは目標管理にある。若狭の里公園の場合、単独では利用実績の把握は困難かもしれないが、若狭歴史民族資料館の一部と考えれば目標管理は可能である。若狭歴史民族資料館と協力して、指定管理者制度の趣旨に沿った報告書とすべきである。

②モニタリング

若狭の里公園は、小浜土木事務所のすぐ近くにあり、何かあればすぐに判る状況にある。しかし、それはそれとして、現場視察については定式化すべきである。

10 若狭総合公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	都市計画課（若狭総合公園）
施設の所在地	小浜市北塩屋
設置年月・根拠条例等	（最終）平成11年4月 福井県都市公園条例
設置目的	県土の均衡ある発展を図る施策の一環として、広域的利用に供される文化、スポーツ・レクリエーション等の多機能を有する総合公園を、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域に設置する。
施設の内容	民話伝承遊び広場、トリム広場、草スキー場、芝生広場、温水プール、ゲートボール場、多目的休養施設、野外ステージ
利用料金	温水プール（2時間まで）一般290円 等
利用時間・休館日	8:30～20:30 休館日 12月28日～1月4日、月曜日（休日の場合は翌日）
施設の特徴	嶺南でも数少ない室内温水プール（25m×6コース、ジャグジー、幼児プール）が設置されている。 子供向けに民話を題材にした大小複数の遊具を数多く揃えた家族連れ向けの公園である。

[若狭総合公園・温水プール]



[若狭総合公園・民話伝承遊び広場]



若狭総合公園は小浜市の郊外に立地している。室内温水プールもそうであるが遊び広場にある大型の遊具は、嶺南ではあまり見られないものである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	小浜市
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限にその他利用に関する業務 ・利用料金の徴収、還付、免除業務 ・若狭総合公園の維持管理に関すること（公園施設の保守・点検、小規模修繕、植栽・芝生の保育管理、公園内の清掃等）

	・運營業務（利用の調整、事故の報告、一般対応、広報活動、安全対策（巡回・警備）等）
指定管理者制度導入前の管理運営状況	管理委託契約

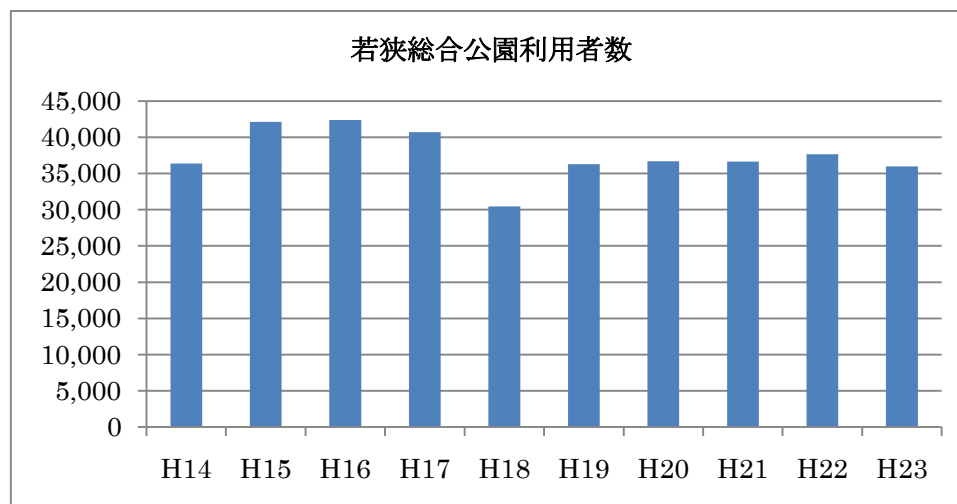
2 監査結果および監査人の意見

（1）施設の利用度について

① 利用者数の推移

若狭総合公園の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	36,354	42,105	42,391	40,695	30,459	36,297	36,694	36,626	37,649	35,961



若狭総合公園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。平成 18 年度における利用者数の大幅減は、温水プールの天井改修工事があったためであり、平成 23 年度の利用者減はボイラー修理のためである。これら特殊要因を除けば、指定管理者制度導入後の平成 18 年度以降、利用者数は安定していると言えるが、平成 17 年度以前の水準と比較すると低い。

② 利用者数の把握方法

利用者数は有料施設等集計可能な施設利用者の数であり、フリースペースの利用は、基本的に把握していない。ただし、遠足等の公園利用申し込みは把握しており、上記の利用者数にも反映されている。

③ 利用率向上策の概要

割引制度「すまいる F カード」に平成 24 年度から「家族時間デー」を加え、温水プールの利用促進を図っていく方針である。また水泳協会と連携し、イベントや無料体験を行ったり女性指導員を配置し、主婦層の利用増加を目指していく方針である。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

目標管理は行っていない（総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には、数値目標の規定がない）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

若狭総合公園は、大きく分けて温水プールと野外の遊び広場からなるが、利用者数が把握できるのは基本的に温水プールのみである。温水プールについては、平成 17 年度以前と比較して利用者数の水準が下がっているが、これはある程度想定された結果であろう。温水プールをレクリエーション施設と捉えれば、その利用者数は、当該施設自身よりも他の同様な施設の状況に左右される。若狭総合公園が整備された平成 11 年度あたりと異なり、近隣に新しいプールができればレクリエーション施設としての利用者の一部はそちらに流れるのは自然なことである。

ただし、若狭総合公園温水プールの場合、指定管理者小浜市が温水プール利用の切り口を「健康増進」に重点をシフトしてきた結果、大きな利用者減とはなっていない。施設が相対的に陳腐化すれば、レクリエーション施設としては苦しくなるのは目に見えているが、別の切り口をすれば利用度は維持できる可能性がある。指定管理者小浜市の方針は適切であると判断でき、福井県としては今後の状況を注意深く見守るべきである。

野外の遊び広場については、現在利用者数は把握されていない。野外の遊び広場についての外部監査人の意見は後述のとおりである。

②目標管理について

総論で述べたとおり、総合公園であっても、目標管理は必要である。「目標管理によって、目標管理をするだけで、施設における 3E は全て向上する」というのが外部監査人の結論の一つである。若狭総合公園としては、温水プール以外の利用者也、なんとか把握する方法を考えていかなければならない。ただし、若狭総合公園の場合、温水プールの利用者についても、全体での利用者数だけでなく属性別に目標管理していくほうが良い。指定管理者である小浜市が、温水プール効用の柱の一つとして「中高年齢者の利用増→中高年齢者の健康増進→いきいき+医療費減」という流を考えるならば、「どの年齢層をどれだけ」という目標をはっきり打ち出すべきであるし、福井県の方もそれを求めるべきである。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

温水プールの設備については、現在、利用に問題はない。一方、野外の遊び広場については、使用不能となっているものが目立つ。トリム広場のトリム遊具には使用不能となっているものが 1 基ある。これは、トリム遊具が木製であり一部に腐食が進んだことがあるためであるが、残る 7 基のトリム遊具の中にも今後、同様な事態が予想されるものもある。民話伝承遊び広場の遊具 6 基の中でも八百比丘尼コーナーは使用不能となっている。

[トリム遊具の一つ]

[八百比丘尼コーナー]



写真左は 8 期あるトリム遊具の一つ。足元の腐食が進んでいる。写真右は民話を題材にした遊具の一つ、八百比丘尼コーナーであるが現在は使用禁止となっている。

トリム遊具についても民話遊具についても修理にはそれなりの負担が必要であるが、ここでの「使用不能」は、街中の公園内の普通の遊具が使用不能となっていることと、負の効果レベルに差があるということは、理解しておかなければならない。若狭総合公園の利用者は、それなりの期待をもってある程度の距離をわざわざ来てくれるわけであるから、これを失望させるのは「客商売」としてはかなり問題である。

②小浜市担当課の方針について

若狭総合公園を管理する小浜市の担当課であるが、公園全体としては都市整備課、温水プールについては教育委員会の生涯学習スポーツ課と体育課ということになる。総論でも述べたとおり「管理する施設が複合的性質を有するものであれば、管理する側も複合的な切り口を持つべきである」が、外部監査としての立場であるので、指定管理者である小浜市の管理方針は、まず、3E にかなっているといえる。基本的には、「公園としての管理」と「生涯スポーツ」を考え方の軸とした管理で良いと考えるが、中高齢者の健康増進による医療費削減に対する期待や観光との関わりまでを若狭総合公園の存在意義として求める

のであれば、それぞれ他のセクションの関与があっても良い。

③総合公園指定管理者のインセンティブ

地域住民への福利や間接的な経済効果などを考慮すれば、有料施設でなくとも指定管理者である小浜市に利用率アップのインセンティブはある。しかしながら、他の指定管理施設と比較した場合、その弱さが市町が指定管理者となった場合の弱点であるともいえる。総論で述べたとおり「フリースペースについては、利用者数の多いところの施設の修繕を優先する」というように、インセンティブを福井県の方で作ってしまうことも検討すべきである。

④利用規定等について

他の施設の項でも述べているが、指定管理施設の運用の中で「条例で決まってしまうので・・・」というものがある。若狭総合公園の温水プールについては、利用料金や利用料金の時間単位(2時間)などであるが、これらのものについては恒久的なものと考えず、見直していくかどうかを定期的に検討した方が良い。そもそも市や町を指定管理者とすることのメリットは、現場のニーズを汲み取りやすい点である。時間単位についての外部監査の見立ては、「このプールに2時間はいないだろう」である。

⑤民話伝承遊び広場について

これは、感覚的なものかもしれないが、おおい町のこども家族館で遊んだ後にこちらにきて遊ぶとちょうどいい。こども家族館についてはあれはあれで良いが、少し物足りないと思えば、足りないものはちょうどここにある。少し距離はあるが子どもをターゲットとしたレクリエーション施設としては、「あっちにないものがこっちにはある」状況であり、弱点を補強しあえる関係ではないのか。また、民話伝承というテーマを有している結果、「大人にとっても、他の普通の公園より少し面白みがある」という側面がある。子どもづれの観光客にアピールできないか検討の余地はある。

[民話伝承遊び広場のタイムトンネル]

[トリム広場のトリム遊具]



写真左が民話伝承遊び広場のタイムトンネル、写真右がトリム広場のトリム遊具。どちらもかなり大がかりで、かつ個性的である。他の公園にこういったものは、なかなかない。

民話伝承遊び広場の遊具は、他と施設とうまく組み合わせれば、指定管理者にとって有効な施設となるかもしれないというのが外部監査の見立てである。

(3) コストは下がっているか。

若狭総合公園は平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しており、その指定管理料は 5 年間で 67,915 千円(年間 13,583 千円)である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である小浜市に年間 13,583 千円で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後で県の負担金額および実質的な契約内容に変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

若狭総合公園における指定管理料は、若狭総合公園で発生する固定費の積上げ計算により算定されている。結果として設置費用および維持固定費を県が、それ以外の運営にかかると費用を設置市が負担することとなっている。これは、同施設の設置時に若狭地区の市町と県との協議により決定した内容であり、他の総合公園と同様である。指定管理料の算定は妥当である。

なお、大規模な修繕は県が、軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

若狭総合公園では利用料金は無いため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・若狭総合公園の利用状況	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認

<ul style="list-style-type: none"> ・若狭総合公園の利用状況 ・若狭総合公園の利用料金の収入の状況 および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他若狭総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・若狭総合公園の利用料金の収入の状況 および免除の状況 ・その他若狭総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項 	<p>めたとき、福井県は 随時報告を求める ことができる。</p>
---	--	---

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には、数値目標の規定が無い。これは「総合公園では利用実績がとりにくい」ことを前提としてのことであるが、この部分が無い結果、総合公園の事業報告書は「指定管理者の熱が伝わってこないもの」になってしまっている。もちろんそんなことは協定書のどこにも書いてないが、指定管理施設の事業報告書はもっと熱いものでなければならない。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 1 奥越ふれあい公園

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	都市計画課（奥越ふれあい公園）
施設の所在地	大野市上篠座
設置年月・根拠条例等	（最終）平成12年12月 福井県都市公園条例
設置目的	県土の均衡ある発展を図る施策の一環として、広域的利用に供される文化、スポーツ・レクリエーション等の多機能を有する総合公園を、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域に設置する。
施設の内容	芝生広場、陸上競技場、多目的広場、テニスコート、ゲートボール場、親水広場、遊戯広場
利用料金	陸上競技場 一般 1,900 円/h 等 テニスコート 一般 200 円/h 等
利用時間・休館日	8:30～日没 休館日 冬季間（12月下旬～3月上旬）
施設の特徴	県内4箇所ある陸上競技場の一つであり、第2種公認を有し、北信越ブロックなどの公式競技会が開催可能である。

[陸上競技場の入口]

[ひろびろ広場]



奥越ふれあい公園は大野市の郊外に立地している。奥越唯一の公認陸上競技場と広大な芝生広場が特徴である。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	大野市
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限にその他利用に関する業務 ・利用料金の徴収、還付、免除業務 ・奥越ふれあい公園の維持管理に関すること（公園施設の保守・点検、小規模修繕、植栽・芝生の保育管理、公園内の清掃等）

	・運營業務（利用の調整、事故の報告、一般対応、広報活動、安全対策（巡回・警備）等）
指定管理者制度導入前の管理運営状況	管理委託契約

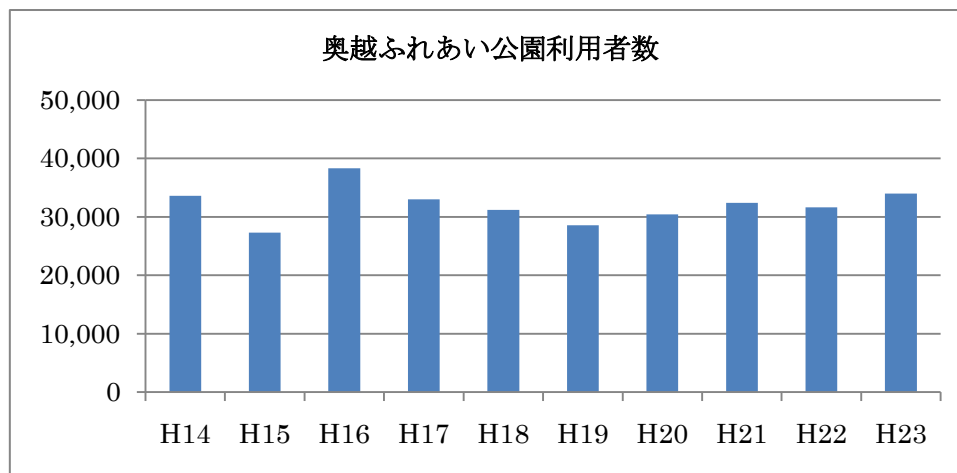
2 監査結果および監査人の意見

（1）施設の利用度について

① 利用者数の推移

奥越ふれあい公園の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	33,606	27,274	38,300	32,994	31,188	28,549	30,413	32,403	31,629	33,989



奥越ふれあい公園は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。上記利用者数は有料施設等集計可能な施設の利用者数であるが、主として陸上競技場・多目的グラウンドの利用者数である。奥越ふれあい公園の陸上競技場は第 2 種公認であるので、学生の利用を中心に土日の稼働率はほぼ 100%である。利用者数全体では大野市が多目的グラウンドにナイター設備を設置したことにより、平成 23 年度以降は増加傾向である。

② 利用者数の把握方法

利用者数は、有料施設等集計可能な施設利用者の数であり、ひろびろ広場等のフリースペース利用者は把握していない。また、遠足等による公園利用申し込み者数は混雑防止のため把握しているが、上記実績にはカウントしていない。

③ 利用率向上策の概要

割引制度「すまいる F カード」に平成 24 年度から「家族時間デー」を加え、テニスコートの利用促進を図っていく。多目的グラウンドのナイター照明施設を奥越地域のスポーツ団体や体育協会に PR する。また、高校、大学などに合宿誘致による施設利用を PR する。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

目標管理は行っていない（総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には、数値目標の規定がない）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度・数値の把握について

奥越ふれあい公園の中心的施設は第 2 種公認である陸上競技場である。この陸上競技場については稼働率が非常に高いわけであるが、奥越ふれあい公園は、他に多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場、芝生広場、親水広場、遊戯広場を有する広大な公園である。多目的グラウンドについてはナイター設備が設置され、テニスコートについては、コートが整備された結果、今後は利用者増が予想される。したがって、福井県が目指す施設の利用度アップのためには、芝生広場、親水広場、遊戯広場の利用度向上に焦点は移るが、そのためにはフリースペースの利用者数を捉えていくことが課題となる。

[奥越ふれあい公園全体図]



案内板左下が陸上競技場、右下が多目的グラウンド、右上が芝生広場と池、駐車場は、写真右端に大規模なもの写真左上に小規模なもの

②目標管理について

総論で述べたとおり、総合公園であっても目標管理は必要である。「目標管理によって目標管理をするだけで、施設における 3E は全て向上する」というのが外部監査人の結論の一

つである。奥越ふれあい公園の場合、陸上競技場、多目的グラウンド、テニス場、ゲートボール場の利用者数は把握されているので、課題は、フリースペースの目標管理である。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

前述したとおり、奥越ふれあい公園の陸上競技場は第2種公認であり、そのため5年に一度、陸連の検査がある。検査で改修要とされたものについては改修が不可欠であることから、陸上競技場については定期的に改修が行われる。

[陸上競技場]



また、テニスコートについては、平成22年度に舗装工事が行われており、主要な遊具についても、老朽化していたり使用不能となっているものはない。

[テニス場]



[主要な遊具]



公園の西側に位置するおおらか池や馬清水には、現在水が張られていない。これらは、公園全体が有するテーマのもと作成された池であり、本来ならば水が張られているべきものである。確かにこれは、公園本来の姿ではないかもしれないが、外部監査としては、指定管理者の考えを支持している。本当に必要なところからコストをかけていけば、コスト

をかけられないところは出てきて当然である。公園の池に絶対水がなければダメかという
とそうでもないだろう。水のない池も工夫次第では楽しく遊べる場所になる。

[水の張っていないおおらか池]



②大野市担当課の方針について

奥越ふれあい公園を管理する大野市の担当課は都市計画課である。この報告書においては、行政の場合、所管課が一つに定まると、どうしても切り口が「そこからだけ」になる傾向があると述べてきているが、大野市都市計画課とのヒアリングにおいては、公園機能というよりもスポーツ振興やスポーツを軸にした観光（合宿誘致）の切り口が多く、これらを通じた施設の有効利用への意識が高いと判断した。

③総合公園指定管理者のインセンティブ

奥越でただ一つの公認競技場という点を考慮すれば、指定管理者である大野市に奥越ふれあい公園を維持していくインセンティブは小さくないし、合宿の誘致など間接的な経済効果を狙える側面もある。ただし、奥越ふれあい公園の陸上競技場については、公認競技場である結果、福井県としての維持コストも決して小さなものではなくなっている。大野市が奥越ふれあい公園の利用率向上に努力していることは認識しているが、福井県としては、「奥越ふれあい公園全体で、利用者数がどれだけあったら維持コストに見合うか」を示しておくべきである。

④ハード面での大野市の取り組み

大野市としては、利用者の利便性を考慮し、東側に市独自の駐車場を整備したり、多目的グラウンドの利用度を上げるためナイター設備を取り付けたり、ひろびろ広場に独自の遊具を設定したりして施設全体の利用度アップに努めている。いずれも「そこは足りないかもしれない」と考えられるものばかりで、利用度の向上には効果性が高いと判断するが、ハード面だけでは限界がある。コストに見合う利用度を目指して、福井県も、今後、ソフ

ト面を中心に助力すべきである。

[整備中の駐車場]



[大野市が設置した遊具]



写真左は整備中の駐車場で、工場跡地を大野市が買い取ったもの。利用者の感覚もあるだろうが現在の駐車場は、競技場からかなり遠い。写真右は大野市設置した遊具である。家族づれが公園を利用する場合、福井県が設置したものだけでは、子どもがある程度の時間を遊ぶにはあまりに数が少ない。

(3) コストは下がっているか

奥越ふれあい公園は平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しており、その指定管理料は 5 年間で 73,400 千円(年間 14,680 千円)である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である大野市に年間 14,680 千円で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後で県の負担金額および実質的な契約内容に変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

奥越ふれあい公園における指定管理料は、奥越ふれあい公園で発生する固定費の積上げ計算により算定されている。結果として設置費用および維持固定費を県が、それ以外の運営にかかる費用を設置市が負担することとなっている。これは、同施設の設置時に奥越地区の市と県との協議により決定した内容であり、他の総合公園と同様である。指定管理料の算定は妥当である。

なお、大規模な修繕は県が、軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

奥越ふれあい公園では利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・奥越ふれあい公園の利用状況 ・奥越ふれあい公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他奥越ふれあい公園の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・奥越ふれあい公園の利用状況 ・奥越ふれあい公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他奥越ふれあい公園の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には数値目標の規定がない。これは「総合公園では利用実績がとりにくい」ことを前提としてのことであるが、この部分がない結果、総合公園の事業報告書は「指定管理者の熱が伝わってこないもの」になってしまっている。もちろんそんなことは協定書のどこにも書いてないが、指定管理施設の事業報告書は、もっと熱いものでなければならない。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが、現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。

1 2 福井県乳製品加工体験等施設(ミルク工房「奥越前」)

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	園芸畜産課
施設の所在地	大野市南六呂師 169 字東上谷野
設置年月・根拠条例等	平成 14 年 1 月 福井県乳加工体験施設の設置および管理に関する条例
設置目的	県民の畜産に対する理解を深める。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 建築面積 772.28 m² 芝生広場 2,860 m² 駐車場 6,000 m² ・施設概要 (乳製品加工体験等施設) 展示試食室 1 (85.5 m²) 展示試食室 2 (42.75 m²) 加工体験室 (128.25 m²) 乳製品加工室 (81 m²)
利用料金	加工体験 300 円/品目 その他 乳製品製造室使用料 1,000 円/日 (別途光熱費)
利用時間・休館日	午前 9 時から午後 5 時まで 休館日 月曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・加工体験をすることができ、県産の畜産物に慣れ親しむことができる。 ・恐竜博物館など周辺に人気施設があり、これら施設と連携して遠足や旅行パックのメニューとして利用しやすい。

[乳製品加工体験施設の外観]



[乳製品加工体験等施設]



乳製品加工体験等施設は、写真左のような外観となっている。正面がエントランスで、向かって右側が加工体験エリア (内部は写真右)、向かって左側がレストランである。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	大野市役所
制度導入年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他利用料金に関

	する業務 ・加工体験等施設の維持管理に関する業務 ・その他加工体験等施設の管理に必要な業務
指定管理者制度導入前の管理運営状況	オープン当初から指定管理者制度導入までの間は、施設管理を大野市役所に委託していた。

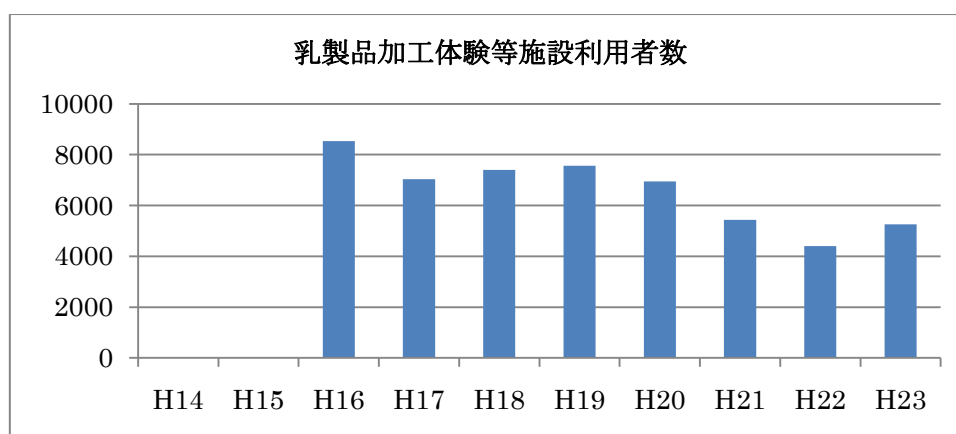
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

福井県乳製品加工体験等施設の最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	—	—	8,537	7,033	7,400	7,558	6,951	5,439	4,400	5,256



福井県乳製品加工体験等施設は平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度導入後、やや改善の兆しがあったが、平成 21 年度以降利用者は減少傾向となった。主要な原因としては、近隣地区内で熊の目撃が相次いだことによる小学生の遠足での利用の減少があげられるが、夏場の PR 不足も要因と分析されている。

② 利用者数の把握方法

利用者数は体験教室の申込者数である。指定管理者である大野市は、レストランでのソフトクリーム販売数も福井県へ報告している。

③ 利用率向上策の概要

乳製品加工体験施設単体ではなく六呂師高原全体での集客であるため、指定管理者である大野市の広報活動が集客活動の柱となっている。

④ 年度目標の決め方と平成 23 年度における達成率

平成 23 年度の年度目標は 7,000 人であり、達成率は 75%であった。年度目標は指定管理者制度導入前の実績がベースである。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度について

平成 21 年度以降の加工体験施設利用者の減少は「熊の出没」が主要因であるので、やむを得ぬと判断しているが、それでも平成 23 年度に利用者が回復しているのは、指定管理者と委託業者のきめ細かな対応によるものと推測できる。外部監査としては、現在の委託業者が管理を始めてから施設の利用者は上向きになっていると判断しており、福井県としては、今後の状況を注意深く見守るべきと考える。

②目標管理の方針について

施設の直接的な目的は、乳製品の加工体験であるが、施設全体としてはレストランも併設している観光拠点の一つである。したがって、実績とすべき数値としては、加工体験施設の利用者だけでなく、レストランのみの利用者も必要となる。「ミルク工房」の目標としては、「加工体験施設利用者数」、「レストラン利用者数」、「それらを合計したもの」を設定すべきである。

(2) 施設の状況

①施設・備品について

施設は平成 14 年 1 月の設置である。施設全体としては決して老朽化していないが、外の手すりは木製であるので、風雨にさらされて劣化している。手すりに関しては、平成 23 年度に福井県として、修繕を行っているが、手すり部全てではなくて一部であった。ただし、それ以外の部分については、往査時に確認したところ、指定管理者の方で速やかに簡易的な補修が行われていた。「リスクがあるものを予算の関係で放置するようなことがあってはならない。」というのが外部監査人の立場であり、指定管理者大野市の判断は適切であったと考えている。

レストランの内装については、施設の目的やイメージに合わせて、欧風のものにしているが、これも指定管理者と委託業者の独自の動きである。また、備品についても必要に応じてイメージにあったものを導入している。施設・備品とも、清潔感が保たれている。

②大野市担当課の方針と委託業者の努力

乳製品加工体験等施設を管理する大野市の担当課は農業農村振興課である。行政機関が

指定管理者になった場合、どうしても切り口が担当部門の専門性に左右されるという傾向はあり、大野市の場合は「人と牛とのふれあい」を中心に農業関連のテーマを大切にしていると推測する。ただし、大野市担当課については観光的意識も強い。これは大野市全体としての意識もあるが、当該施設に関しては委託業者の存在も大きいと考えられる。施設内の雰囲気づくりや顧客ニーズへの細かな対応など、行政機関の手が届きにくいところをうまくカバーできているという印象を受けている。

[エントランスの雰囲気]

[レストランのメニュー]



施設のテーマに合わせた内装（写真左）とレストランメニュー（写真右）。メニューの一番下、お子様メニューは、顧客ニーズへの素早い対応によるもの。民間企業としては当然のことであるが、行政の直営では、こういったことは難しい。

③複数ある名称について

当該施設の正式名称は、福井県乳製品加工体験等施設であるが、ミルク工房「奥越前」、六呂師高原の時計台という名称もある。総論で述べたとおり、利用者に「来てみたい」と思ってもらえるような名称が望ましいのはもちろんであるが、それよりもまず、利用者の誤解は避けたい。道路看板には、ミルク工房「奥越前」となっており、カーナビゲーションにも同名で案内が出る。正式名称の「福井県乳製品加工体験等施設」、チラシで使用される「六呂師高原の時計台」は、いずれもカーナビゲーションで案内は出てこない。

(3) コストは下がっているか

福井県乳製品加工体験等施設は平成18年4月1日より指定管理者制度へ移行しているが、指定管理料は無償である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者である大野市に無償で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後での実質的な契約内容にも変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略す

る。

(4) 指定管理料の算定は適切か

福井県乳製品加工体験等施設において、指定管理料は発生しておらず、福井県乳製品加工体験等施設での収入及び費用は原則として全て指定管理者である大野市に帰属している。これは、同施設が大野市の要望に基づき設置した施設のため、県としてはその運営を全面的に大野市に任せているためである。そのため指定管理料が妥当であるか否かについては論点とはならず、検討を省略する。

なお、300万円以上の大規模な修繕は県が、300万円未満の軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることにする。

(5) 利用料金收受業務の内部統制について

福井県乳製品加工体験等施設での収入及び費用は原則として全て指定管理者である大野市に帰属しており福井県にとって利用料金收受業務の内部統制について重要性が無いため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後30日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・加工体験等施設の利用状況 ・加工体験等施設の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他加工体験等施設の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月10日までに提出する。 ・加工体験等施設の利用状況 ・加工体験等施設の利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他加工体験等施設の管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求めることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実度

事業報告書は、上記必要的記載事項を網羅している。管理運営目標の達成状況およびその評価の結果、目標達成のために取り組む具体的な内容についての報告についても、指定管理者が自治体となっているもののなかでは、判りやすく充実している。もちろん、所管課の指導により更なるレベルアップは可能であり、他の指定管理者の報告書を参考に、この部分を充実させるような指導を行うと良い。

②モニタリング

乳製品加工体験等施設は奥越高原牧場の施設であり、奥越高原牧場の施設としてモニタリングは行われている。

1.3 トリムパークかなづ

1 指定管理施設の状況

(1) 施設の概要

所管課	都市計画課（トリムパークかなづ）
施設の所在地	あわら市山室
設置年月・根拠条例等	（最終）平成15年4月 福井県都市公園条例
設置目的	県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、広域的利用に供される文化、スポーツ・レクリエーション等の多機能を有する総合公園を、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域に設置する。
施設の内容	多目的体育館、多目的グラウンド、ゲートボール場、テニスコート、弓道場、遊戯広場、野外ステージ、芝生広場、ビオトープ園、和風園
利用料金	多目的体育館（8:30～12:00）一般5,700円等 テニスコート 一般200円/h等
利用時間・休館日	8:30～21:30 休館日 12月29日～1月3日
施設の特徴	県内でも有数の規模を誇るアリーナやトレーニング室を有する冷暖房完備の多目的体育館がある。 野球、サッカー、テニス、弓道場、ゲートボールなど多彩な屋外スポーツが可能な運動施設が設置されている。 親子連れを対象とした多彩な遊具を配置した遊戯広場がある。

[トリムパークかなづの中心的施設である多目的体育館]



トリムパークかなづは、あわら市の郊外に立地している。写真はエントランス広場から見た多目的体育館であるが、エントランス広場の大きさからも分かるとおり、敷地はかなり広い。

(2) 指定管理者の状況

指定管理者名	あわら市
制度導入年月日	平成18年4月1日
指定管理期間	H23.4.1～H28.3.31
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限等に関する業務 ・利用料金の徴収、還付、免除業務 ・トリムパークかなづの維持管理に関すること（公園施設の保守・点検、小規模修繕、植栽・芝生の保育管理、公園内の清掃等）

	・運營業務（利用の調整、事故の報告、一般対応、広報活動、安全対策（巡回・警備）等）
指定管理者制度導入前の管理運営状況	管理委託契約

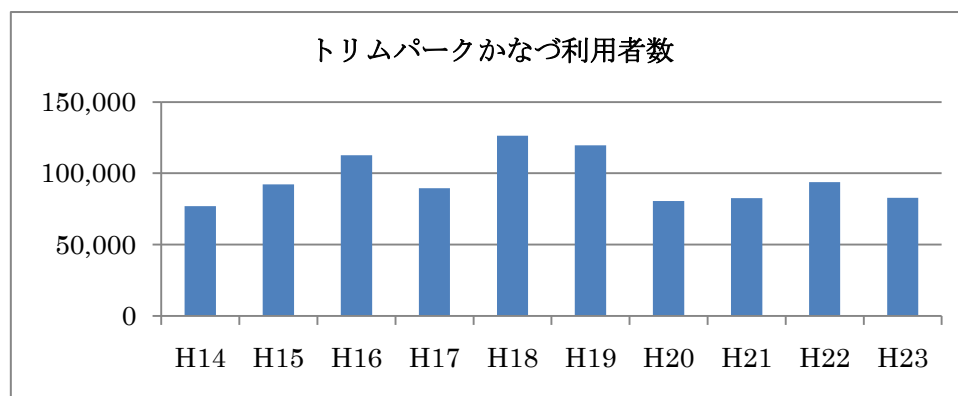
2 監査結果および監査人の意見

(1) 施設の利用度について

① 利用者数の推移

トリムパークかなづの最近 10 年間の利用者数は以下のとおりである。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
利用者	77,100	92,220	112,570	89,610	126,298	119,547	80,639	82,519	93,909	82,938



トリムパークかなづは、最終的な完成が平成 15 年度であるが、平成 18 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。平成 20 年度以降は利用者数の水準が下がっているが、これは、JA の販促イベントが平成 20 年度以降なくなったのが主要因である。利用者集計数の中心である多目的体育館の利用者数については従来より安定しており、土日の利用率は、ほぼ 100%である。

② 利用者数の把握方法

利用者数は有料施設等集計可能な施設利用者の数であり、フリースペース（「プレイゾーン」と「ネイチャーゾーン」）の利用者数は把握していない。また、遠足等による公園利用申し込み者数は混雑防止のため把握しているが、上記実績にはカウントしていない。

③ 利用率向上策の概要

割引制度「すまいる F カード」に平成 24 年度から「家族時間デー」を加え、テニスコートの

利用促進を図っていく。地域の幼稚園、保育園、学校等に遠足誘致やスポーツ大会の利用をPRし公園の利用促進を図る。また、イベントやスポーツ大会を早期に把握し、施設利用の調整を行い、効果的な施設の利用を図っている。平成23年度には、商工会の持ち込み企画である3オン3大会や車いすバスケット大会が行われている。

④ 年度目標の決め方と平成23年度における達成率

目標管理は行っていない（総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には、数値目標の規定がない）。

[外部監査人による分析と意見]

①利用度・数値の把握について

トリムパークかなづは「スポーツゾーン」、「プレイゾーン」、「ネイチャーゾーン」からなっているが、利用者数が把握できるのは基本的に「スポーツゾーン」のみである。「スポーツゾーン」の施設である多目的体育館、テニス場、多目的グラウンド、ゲートボール場については、前述のとおり土日の稼働率がほぼ100%であるので、ここについては福井県として目標とおりの利用状況といえる。

一方、「プレイゾーン」、「ネイチャーゾーン」については数値がとられていないので、基本的には判断できないが、外部監査人自身の体験から言えば、土日、特に大型連休には「結構来ている」という印象だ。トリムパークかなづの「プレイゾーン」＋「ネイチャーゾーン」という少し変わった形態の総合公園は意外と集客力の高い施設なのではないか。なんとか利用者数を把握する方法（もちろんコストをかけずに）を考えなければならない。

②目標管理について

総論で述べたとおり、総合公園であっても目標管理は必要である。「目標管理によって、目標管理をするだけで、施設における3Eは全て向上する」というのが外部監査人の結論の一つである。トリムパークかなづの場合「スポーツゾーン」についてはしっかり把握できているので、課題は「プレイゾーン」、「ネイチャーゾーン」の目標管理となる。

[プレイゾーンの遊具]



[ネイチャーゾーン]



(2) 施設の状況

①施設・備品について

最終的な公園の完成は平成 15 年であり、10 年も経っていないことから、設備に関しては、老朽化していたり、使用不能となっているものはあまりない。飛行機型遊具の水がでるポンプが使用不能になっているだけである。

[飛行機型遊具]



ちょうど写真の中央あたりにポンプがあり、子どもが水を飛ばして遊べる。トリムパークかなづの遊具の中では、最も壊れやすい遊具と推測する。

それ以外の設備については、きちんとしているが、放っておくと、汚く見えるものには注意すべきである。具体的に言えば、例えばゲートボール場のうち、屋根付きでない方と森の学校の机や椅子などである。トリムパークかなづが集客施設であり、指定管理業務が客商売であると考えれば、「利用者の目につきやすいところ」は特に状態をチェックしておかなければならない。機能に問題はなくとも荒れている感じに見えるのは問題視すべきである。

②あわら市担当課の方針について

トリムパークかなづを管理するあわら市の担当課はスポーツ課である。外部監査としてはこれを妥当であり、また当然と判断している。トリムパークかなづはスポーツ施設を中心とした公園であり、スポーツ施設を上手に運営しないと施設全体の 3E が生きてこないからである。実際、スポーツ施設としてのトリムパークかなづの運営状況は非常に充実している。ただし、当該報告書で繰り返し述べているように、行政の場合、所管課が一つに定まると、どうしても切り口が「そこからだけ」になる傾向があり、複合的な能力を有する施設については、他の機能の引き出しが相対的に弱くなる。トリムパークかなづについては、福井県として、指定管理者の「プレイゾーン」と「ネイチャーゾーン」の生かし方を

常時検討していく必要がある。

外部監査としては、管理はスポーツ課がするとしても、「プレイゾーン」と「ネイチャーゾーン」の集客については、教育関係や観光関係の部署が責任を持つといった方向性が良いのではないかと考えている。

③総合公園指定管理者のインセンティブ

地域住民への福利や間接的な経済効果などを考慮すれば、有料施設でなくとも指定管理者であるあわら市に利用率アップのインセンティブはある。しかしながら、他の指定管理施設と比較した場合、その弱さが、市町が指定管理者となった場合の弱点であるともいえる。総論で述べたとおり、「フリースペースについては、利用者数の多いところ施設の修繕を優先する」というように、インセンティブを福井県の方で作ってしまうことも検討すべきである。

④ビオトープについて

ネイチャーゾーンの中心は傾斜を利用したビオトープ園である。福井県内にビオトープはいくつかあるが、これはかなり大規模なものである。このビオトープ園について、どういった PR の仕方をするか、福井県としては、一度研究した方が良い。「このビオトープ園があることにより、プレイゾーンの価値があがっている」というのが外部監査人の評価である。

[ビオトープ園の一部]



(3) コストは下がっているか。

トリムパークかなづは平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度へ移行しており、その指定管理料は 5 年間で 114,980 千円(年間 22,996 千円)である。また、指定管理者制度移行前は管理委託契約として指定管理者であるあわら市に年間 22,996 千円で管理を委託していた。指定管理者制度導入前後で県の負担金額および実質的な契約内容に変更はなく、指定管理者導入前後のコスト比較は実施できないため、検討を省略する。

(4) 指定管理料の算定は適切か

トリムパークかなづにおける指定管理料は、トリムパークかなづで発生する固定費の積上げ計算により算定されている。結果として設置費用および維持固定費を県が、それ以外の運営にかかる費用を設置市が負担することとなっている。これは、同施設の設置時に福井・坂井地区の市と県との協議により決定した内容であり、他の総合公園と同様である。指定管理料の算定は妥当である。

なお、大規模な修繕は県が、軽微な修繕は管理者が負担することとなっているが、この点についての外部監査人の意見は総論において述べることとする。

(5) 利用料金収受業務の内部統制について

トリムパークかなづでは利用料金はないため検討を省略する。

(6) 指定管理者による事業報告と福井県によるモニタリングについて

基本協定書によれば、指定管理者は福井県に対し以下の事業報告義務がある。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容につき毎年度終了後 30 日以内に提出する。 ・管理業務の実施状況 ・トリムパークかなづの利用状況 ・トリムパークかなづの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・管理業務にかかる経費の収支の状況 ・その他トリムパークかなづの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容につき翌月 10 日までに提出する。 ・トリムパークかなづの利用状況 ・トリムパークかなづの利用料金の収入の状況および免除の状況 ・その他トリムパークかなづの管理の状況を把握するために必要な事項	・福井県が管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるとき、福井県は随時報告を求められることができる。

また、福井県は、これらの報告を受けた時は速やかにその内容を審査し、管理業務の実施状況を確認することとなっている。

外部監査では、平成 23 年度の事業報告書および月次報告書を通査するとともに、必要に応じ、その内容につき所管課および指定管理者に質問を行った。また、福井県によるモニタリングの状況につき、所管課に対し質問を行った。

[外部監査人の意見]

①事業報告書の充実

総合公園が指定管理の対象となっている場合、基本協定書には数値目標の規定がない。これは「総合公園では利用実績がとりにくい」ことを前提としてのことであるが、この部分がない結果、総合公園の事業報告書は「指定管理者の熱が伝わってこないもの」になってしまっている。もちろんそんなことは協定書のどこにも書いてないが、指定管理施設の事業報告書はもっと熱いものでなければならない。

②モニタリング

モニタリングは報告書の確認が中心である。現場には行っているが現場でのモニタリングが定式化しているわけではない。現場視察を定式化すべきである。